

1 農林水産業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
1	JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会	営業損害	避難指示区域等の農畜産物の不耕作に伴う休業補償の賠償は、貴社の包括賠償に伴い「避難指示区域は平成28年末まで」、「旧緊急時避難準備区域等は平成25年末まで」を賠償するとしているが、いまだ避難している農業者や除染が進展せず営農再開が困難な区域が存在するので、原発事故前の生活・営農環境に戻るまでは賠償を継続すべきであるがどのように考えるか。	農業者さまが帰還され営農を再開された後、風評被害等が発生した場合には、必要かつ合理的な範囲において適切に賠償させていただきます。また、賠償対象期間後も休業を余儀なくされた場合につきましては、具体的な状況を確認させていただいたうえで、お取り扱いを判断させていただきます。
2	JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会	財物価値の喪失又は減少等	財物価値の賠償については、償却資産及び棚卸資産の損害賠償を開始しているが、農地の賠償は、いまだ賠償基準も提示されていない状況にある。早急に賠償基準を提示すべきであるがどのように考えるか。 また、営農再開に伴う農機具や農業用施設の修繕費用については全額賠償すべきであるがどのように考えるか。	農地の財物賠償については、避難指示区域内の田畑の土地価格水準に関して調査を実施しており、その結果をふまえて田畑の本件事故時点の時価相当額を算出し、避難指示期間に応じた損害額を算定する基準を検討しております。 今後、なるべく早期に賠償基準をご提示させていただきたいと考えております。 また、再開時の農機具等が管理不能による使用不能によりご負担された修復費用の実費額が、今回の賠償金額を超過した場合には、勘定科目ごとの時価相当額の範囲内で、超過部分を賠償させていただきます。なお、修復費用に関する詳細なお取扱いは検討中のため、改めてご案内させていただきます。
3	JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会	風評被害	農畜産物の検査にかかる費用（検査機器、人件費等）については、個別に必要性・合理性を確認のうえ賠償するとしているが、具体的な賠償金支払いが進展していない。この賠償金支払いが進展しない理由は何か。	農畜産物の検査にかかる費用につきましては、政府等からの指示に基づくものはもとより、お取引先さまからのご要請に対応される場合など、ご事情をよくお伺いしたうえで、弊社が負うべきところを適切に賠償させていただきたいと考え、必要性や合理性を確認させていただいておりますが、その確認に時間を要しておりました。弊社内で早期に確認が図れるよう引き続き改善を進めてまいりたいと考えております。

1 農林水産業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
4	JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会	除染等に係る損害	中間指針第二次追補により除染に係る費用は賠償の範囲として明記されているので、これにかかる費用はすべて賠償すべきであるがどのように考えるか。なお、農地の放射能吸収抑制対策に伴う費用については、福島県内全域を対象に行政及び農業者団体の指導に伴うもののみならず、農業者が自主的判断で行った費用も賠償すべきと考える。	<p>「放射性物質汚染対処特別措置法」（以下、除染特措法）上、除染については、国（環境省）が実施し、その費用の請求を弊社が受けることとなっております。また、除染特措法に拠らない除染等につきましては、中間指針や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えておりますが、現時点ではお支払いの可否も含め取り扱いが決まっておりませんので、引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>なお、農地の放射能吸収抑制対策に伴う費用につきましては、農林水産省生産局農産部農業環境対策課より発出されました、「水田及び普通畑における放射性セシウムの吸収抑制対策に係わる賠償の基本的な考え方の整理について」（平成24年8月24日発、平成25年3月26日一部改正）を基本として、投入した資材の種類、数量及び施用方法等についての必要性および合理性を確認させていただき、個別にご事情を伺いながら対応させていただいております。</p>
5	JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会	東京電力の対応	東京電力はJAグループの損害賠償請求に対してさまざまな確認を行っているが、すべてが後追いの対応から賠償金の支払いが遅延している状況にある。本来であれば東京電力がまず損害賠償金の算定方法を提示すべきところであるが、この対応が逆転していると言わざるを得ない。この対応についてどのように考えるか。	<p>ご請求内容の確認につきましては、適切に賠償を進めるうえで必要であり、貴協議会にはご負担をお掛けしているところでございますが、これまでの経験や確認方法の工夫等により、ご負担の軽減・早期支払に努めているところでございます。</p> <p>また、新たなご請求項目につきましては、損害の内容をよく理解した上でないと損害賠償金の算定はできないことから、ご事情をお伺いさせていただきながら協議を進めさせていただいているため、確認に時間を要し、ご迷惑をお掛けしていると認識しております。</p> <p>これまで積み重ねてきた経験や知識を最大限活用し取り組んでまいり所存でございますので、今後ともご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。</p>
6	福島県内水面漁業協同組合連合会	東京電力の対応	弁護士に依頼をして賠償請求をしているが、支払の手続きが遅すぎ。資金不足に陥っているが、この対応についてどのように考えるか。	<p>弁護士を通じて請求されている漁協さまにつきましては、弊社代理人弁護士宛にご請求書が届いており、必要書類をご提出いただいている場合にはお支払金額を、追加でご提出いただいた書類がある場合はその旨を、弊社代理人弁護士を通じてご連絡させていただいております。</p>

1 農林水産業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
7	福島県内水面漁業協同組合連合会	東京電力の対応	現在弁護士を通し賠償請求を行っているが、賠償金が決まり手続きが完了した時点から何日後に入金されるのか。	ご署名いただいた合意書が弊社に届いてから1週間を目途にご指定の口座にお支払いしております。
8	福島県内水面漁業協同組合連合会	営業損害	放射能対策に関する会議等の旅費や事務経費について賠償すべき。	本件事故により支出を余儀なくされた費用につきましては、個別にご事情をお伺いしたうえで必要かつ合理的な範囲を賠償の対象とさせていただきたいと考えておりますが、賠償請求に係る会議費等の旅費や事務経費についてはご請求者さまにご負担をお願いしております。
9	福島県水産加工業連合会	営業損害	<p>原材料が入らず製品の製造・販売が出来ない状態のため、営業損害および従業員の就労不能の損害が生じている。また、従業員及び経営者の精神的負担が大きい。</p> <p>営業損害で賠償金を請求しているが、期限はあるのか。また、損害が続いている間は請求できるのか。現在の賠償方法に変化はあるのか。</p> <p>現在、定期的に賠償金請求をしているが、この賠償金はいつまで請求可能なのか。26年3月までという噂も聞いているが・・・</p> <p>沿岸漁業の再開がいつになるか見通せないの、営業損害を何年賠償する考えなのか。</p> <p>放射能によるため水揚げが出来ないため営業が出来ない。また、水揚げがないため、人件費が払えない。(会社の社員の給料を払えない。)</p> <p>同業の茨城県那珂湊の店舗は震災後の5月連休中に営業再開できたのに、小名浜地区は東電原発事故により、物資及び業者がいわきに入りたくないと業務再開が遅れ11月25日再開(開店)になり、その間の損害はどのように考えているのか。</p> <p>出荷に対し、福島県産ということで拒否反応、値がくずれ営業的に困窮、こんなことがいつまで続くのか不安であるが、どう考えているのか。</p> <p>小名浜港で水揚げが無いため、原料的に非常に困っている。他地区の高い魚を買わなければならない、経営内容は悪化するばかり。どうすればいいのか不安であるが、どう考えているのか。</p>	<p>今回お示しいただいたお話も含めまして、弊社として引き続き個別のご事情をよくお伺いさせていただきたいと考えております。弊社は、本件事故発生時点で福島県内で事業を営まれていた方々に対し、本件事故による避難指示や風評被害等により、現実に損害が生じた場合において、その減収分を合理的な範囲で賠償させていただいており、本件事故により原材料の入荷が困難になった営業損害については、原材料の代替調達先の有無等も含めて個別にご事情を伺った上で、ご請求期間等を含めて具体的なお取扱いを判断させていただきます。</p> <p>また、風評による買い控え、代替品の購入に伴う係り増し費用についても個別のご事情を伺った上で具体的なお取扱いを判断させていただきます。</p> <p>なお、賠償期間(終期)につきましては、紛争審査会における今後の審議等を踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えております。</p>

1 農林水産業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
10	福島県水産加工業 連合会	財物価値の喪失又は減少等	印刷済、OPPテープ（福島県入りの印字）の使用禁止による賠償をすべきであるが、どのように考えているのか。 原発事故前の前浜原料にも関わらず、風評被害によって出荷できず、賞味期限が切れてしまった原料に関して、冷凍在庫していた財物価値が大きく損なわれたことに関して賠償すべきであるが、どのように考えているのか。	使用禁止となった印刷済みOPPテープや賞味期限の切れてしまった原料等、棚卸資産につきましては、本件事故発生当時に避難指示区域内で賠償の対象となる当該資産を所有されている個人事業主さまおよび中小法人さまを対象に、管理不能により財物価値が100%減少したと考えられる商品・製品等の帳簿価額を時価相当額として賠償させていただきます。

1 農林水産業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
11	福島県水産加工業 連合会	風評被害	<p>第1原発事故の影響で客が大幅に減少し地元の魚を安心して販売できる様になるのはいつごろからか。又それに対する風評被害は厳しいものがあり賠償として何年ぐらいと考えているのか。事業縮小した分に対する賠償がないのはどうしてか。</p> <p>原発事故以来、売上高は50%以下となっている。福島に原発があり、放射能がある限り離れた顧客は二度と買ってくれない。その賠償をきちんと続けるべき。</p> <p>漁業関係の風評被害はサービス業・製造業とは異なり終期を確定するに当たっては現状をよく聴取、把握してから決めるべき。どう考えるのか。</p> <p>食品ということで検査費用は相当の負担となる。ついては損害賠償金の追加的費用としてスムーズな支払いをしているのか。</p> <p>製造場所がいわき市にあるため、風評被害によって売上が減少している。</p> <p>福島県内で生産する練製品の販売が風評被害によって従前のように戻っていない。その対策はどのように考えているのか。</p> <p>福島県に対する消費者間での懸念が今も変わらず広がっているが、今後どのような対策を考えているのか。</p> <p>放射能のため、福島県産は買ってもらえない。 取引先お客様がまだ不安感がいっぱい。 原発が収束できていない。信用出来ない安全性がないから売れない、買わない。</p> <p>他県、東京都等の業務再開に向けての営業活動等で放射線に対する拒否反応が強く、売り上げの減少が著しい。営業損害だけでは賅えないため、精神的に参っている。どう考えているのか。</p> <p>全国に販路のある事業者では、各地から風評被害に関する営業損害を受けている。また、対策としてすべて第三者機関に検査を依頼しているが、営業損害、検査費用を今後も永続的に賠償すべきである。</p>	<p>今回お示しいただいたお話も含めまして、弊社として引き続き個別のご事情をよくお伺いさせていただきたいと考えております。弊社は、本件事故発生時点で福島県内で事業を営まれていた方々に対し、本件事故による避難指示や風評被害等により、現実に損害が生じた場合において、その減収分を必要かつ合理的な範囲で賠償させていただいております。検査に関する費用や風評被害の払拭に関する費用につきましても、お取引先さまからのご要請に対応される場合など、ご事情をよくお伺いしたうえで、必要性や合理性を確認させていただいております。</p> <p>また、賠償期間（終期）につきましては、紛争審査会における今後の審議等を踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えております。</p>

1 農林水産業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
12	福島県水産加工業 連合会	東京電力の対 応	<p>既に売店、食堂を再オープンした事業者と再建されていない事業者との比較はどうか。</p> <p>最初は風評被害での賠償項目で出すように言われました。次に風評被害では駄目なので、間接被害で出すように言われました。東電側の回答は、「2、3年間の利益が損益になっているため遺失利益とは認められない」。弁護士を交え、1年間にも及ぶ交渉の末、東電から出てきた答えは、0円、回答でした。（考えられません）</p> <p>工場を建て直し、地元の魚が水揚げされれば、いつでもどこへでも出荷できる状況です。丸2年も魚の水揚げ規制があり、収入はほとんどありません。買受人組合23社の中で、2社が賠償を受けていません。福島県原釜漁港で水産業を営んでいる以上、魚の規制が取れない以上は、賠償金額に差はあるにせよ賠償するべき。責任ある東電の担当者が直接、現場に来て話を聞かせて下さい。</p> <p>賠償手続きの際の必要提出物に変更がある度、電話連絡がくるので前もってきちんと統一してほしい。</p> <p>廃棄資材費、廃棄費用、運賃などの賠償の対応がバラバラなのはどうか。</p>	<p>今回お示しいただいたお話も含めまして、弊社として引き続き個別のご事情をよくお伺いさせていただきたいと考えております。その上で、本件事故と相当因果関係が認められる範囲において、適切に対応させていただきたいと考えております。</p>
13	福島県水産加工業 連合会	営業損害 風評被害	<p>現在福島県の国の出荷制限魚種は41種類です。今まで取扱いしてきた魚種のほとんどで、いつ再開されるのか、わからない状況の中でこれからの長期賠償すべきであるがどのように考えているのか。</p> <p>貢献利益率の計算について</p> <p>福島県で製造した食料品はすべて安全だとテレビ、新聞などで宣伝などすべきではないか。</p> <p>原発事故以降、風評被害の状況は依然として変わらず、放射線検査、顧客への説明を維持しているが、先が見えない中で賠償はどのように対応していくのか。</p>	<p>弊社は、本件事故発生時点で福島県内で事業を営まれていた方々に対し、本件事故による避難指示や風評被害等により、現実に損害が生じた場合において、その減収分を合理的な範囲で賠償させていただいております。出荷制限魚種につきましては、出荷制限期間中、休漁に伴う費用減少分等を勘案させていただき、適切に賠償させていただきます。</p> <p>また、賠償期間（終期）につきましては、紛争審査会における今後の審議等を踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えております。</p> <p>なお、弊社は、社員ならびにグループ企業社員に対して、福島県産品を積極的に購入するよう継続的に周知、勧奨しており、今後とも継続して取り組んでまいります。</p>

1 農林水産業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
14	福島県土地改良事業団体連合会	営業損害	<p>事業借入償還金の返済を抱えている土地改良区においては、原発事故により組合からの償還賦課金収入が得られない状況であることから、償還元金の請求をしたい。</p> <p>また、償還猶予したことにより発生した利息を東電へ請求したところ、東電の対応として、償還猶予したことにより発生した利息の増加分については、追加的費用として賠償するとの回答だが、初年度においては、事故前と事故後の増加分が発生しないことから、対象外とのことだが、組合員から徴収できない中で金融機関への償還猶予利息の支払いであることから、元金も含めて賠償請求が認められない理由はなぜか。</p>	<p>事業借入償還金に関しましては、財産価値の喪失に関する賠償と関連があることから、財産価値の喪失に関する賠償方針に合わせ個別のご事情をお伺いしながら検討させていただきたいと思えます。</p> <p>また、償還猶予をしたことにより発生した利息額については、組合に対する営業損害のお支払いが開始されている事も踏まえ、償還変更の理由を確認させていただいたうえで、必要かつ合理的な範囲で利息額の増加分を追加的費用として賠償させていただきます。</p> <p>なお、初年度の利息額については本件事故後、償還変更の前後に増加分が発生していないことから追加的費用の対象外とさせていただきます。</p>
15	福島県土地改良事業団体連合会	財物価値の喪失又は減少等	<p>土地改良施設の価値の喪失、減少について、原発事故により継続的な機能維持が出来ないため、施設の老朽化が更に進む状況にある。</p> <p>賠償請求を継続して行っているが、支払がなされない状況にある理由は何か。</p>	<p>土地改良施設の価値の喪失、減少について具体的な賠償方針を検討中です。賠償の方針が確定次第、ご請求のご案内をさせていただきます。</p>

1 農林水産業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
16	福島県農業経営者組織連絡会議	営業損害	<p>農作物の自主的な判断による不耕作に対する損害賠償は行われぬのか。</p> <p>原発事故により避難指示のあった地域や作付け制限・出荷制限の指示があった地域においては、指示が出されている期間における「不耕作」による損害は、賠償の対象となると聞いているが、避難指示のなかった地域で且つ作付け制限や出荷制限の指示がなかった地域において、自主的あるいは取引先からの要求等により「売れない」と判断して、耕作しなかった場合の損害については、賠償の対象ではないと伺っている。</p> <p>しかしながら、経営者の判断として、取引業者や市場から出荷自粛の要請があった状況（市場の出荷拒否は違法であるが、実態として出荷自粛を求められている）で、売れないと判断するのは妥当であると考えられる。生産開始から収穫まで数ヶ月～数年の時間を要する場合は、収穫販売見込み時期の情勢が現状とは異なっている可能性があるため「売れない」と判断するのは早計と言えるかもしれないが、少なくとも水耕栽培など数日から数週間で商品化される農作物については、生産開始時点で「売れない」と判断するのは当然だろう。</p> <p>「売れない」と分かっているものを生産するのは、一般的に利益を求める法人の経営者としては許せない判断である。それにもかかわらず東京電力では「作らなかつたのはあなたの判断なので賠償できない。作って、売れなくても廃棄したり価格が下がった場合は賠償できる。」との回答である。</p> <p>廃棄するのを分かっているのに経費や時間をかけて生産した場合の損害額と、はじめから作らなかつた場合の損害額は、明らかに前者の方が高くなる。したがって、現在の東京電力の賠償の考え方は、税金が東電に注入されていることを考えると、国民が納得いかないだろう。いずれ指摘が上がり国会で取り上げるべき問題に発展すると思われる。</p>	<p>農林産物の自粛・不耕作に関しては、政府等による出荷制限指示等に伴う場合や、生産者団体さまが政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行うものを賠償対象とさせていただいております。政府又は地方公共団体の関与がないまま、各経営者さまのご判断で耕作を自粛された場合についてはその合理性を判断することが困難であると考えておりますが、生産から収穫までの期間やお取引状況等の個別事情をお伺いした上で、適切に対応させていただきます。なお、耕作を再開された後に風評被害が発生した場合につきましては、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を賠償対象とさせていただいております。</p>
17	福島県農業共済組合連合会	風評被害 東京電力の対応	<p>農業共済の事務費賦課金の減少について、「制限を求める政府指示等がないなか、農作物等の作付を行わなかつたことは、農業者様等が各々の経営判断も含む自己判断によりなされたことと受け止めており（貴職も「自粛」と表現している。）、弊社としては本件事故と相当因果関係はないものと思料しております。」と回答されているが、東京電力もいわき市の旧屋内退避地区の不耕作に対して「賠償すべきとの結論に至った」としており、避難指示等区域以外でも引受減少に伴う事務費賦課金の減少は当然賠償の対象とされるべきであるがどうか。</p> <p>東京電力は「自粛」は農家の判断によるもので本件事故と相当因果関係はないと主張するが、「飼料作物の流通・利用の自粛」等として農林水産省から安全確保等について指導がなされている状況であり「自粛」だから相当因果関係はないとする東京電力の主張は不合理であると解するがどうか。</p>	<p>本件事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきたいと考えており、事務費賦課金のうち、政府指示により徴収不可能となった部分については適切に賠償させていただきたいと考えております。</p> <p>なお、ご質問の農業共済の事務費賦課金の減少につきましては、現在、原子力損害賠償紛争解決センターにおいて仲介手続き中のため、この場でのご回答は差し控させていただきます。</p>

1 農林水産業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
18	いわき市中央卸売市場協会	営業損害 風評被害	(商圏である第一原発立地周辺市町村の住民避難等により出荷者及び購買者が減少し営業不振の原因となっているが・・・) 賠償継続は避難区域等が解除され、住民の帰還が可能となるまでと理解してよいのか。	本件事故により、一次被害者である出荷者が避難されたことによる取引減少につきましては間接被害として、福島県産品の風評による買い控えにつきましては風評被害として、それぞれ個別にご事情をお伺いした上で適切に対応させていただきます。なお、営業損害への賠償の終期につきましては、現段階でお示しすることはできず、今後の紛争審査会における議論等を踏まえ、検討させていただきたいと考えております。
19	福島県青果市場連合会	営業損害	地場の販売が少ない。(生産が少なくなった) 地場野菜の出荷自粛等の影響で、セリを1ヶ月半休まざるをえなかったための営業損害について賠償すべきであるがどうか。	農産物の出荷自粛等の影響により、当該農産物を取り扱う流通事業者さまがセリを開催できなかったことよって生じた損害については、本件事故と相当因果関係が認められる範囲で適切に賠償させていただきます。
20	福島県青果市場連合会	風評被害	風評被害により各生産者が作付けができなくなった。 福島県産及び茨城県産の地場野菜農家、出荷が激減し、地場野菜の売上げが大幅に減ったことについてどう考えるか。	風評被害により、消費者または取引先による買い控え、取引停止等により現実に生じた損害につきましては、本件事故と相当因果関係が認められる範囲で適切に賠償させていただきます。
21	福島県青果市場連合会	風評被害	原発事故に伴う放射能汚染により、福島県のみならず、東日本一帯において、農林水産のいわゆる一次産業は多大なる被害を被っており、一向に収まる気配がありません。それを風評被害とひとくくりに行っているのかもしれませんが、実害と風評被害との線引きをどのように考えているのか明確に回答を求めます。 風評被害は実害と考えており、その全ての損害において賠償すべきと考えているが、東京電力の所見について回答を求めます。	政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害につきましては、当該指示等により事業に支障が生じたことなどによる損害を賠償させていただきます。 また、商品等の放射性物質汚染の危険性を懸念した消費者または取引先による買い控えや取引停止等により現実に生じた損害につきましては、風評被害として、適切に賠償を進めさせていただいております。 いずれにいたしましても、弊社としては本件事故と相当因果関係の認められる損害については賠償の対象と認識しております。

1 農林水産業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
22	福島県農民運動連合会	営業損害	<p>果樹等の品目転換に対して、5年分以上の賠償金の支払を求めたが東電は、「あんぼ柿の品目転換に係る費用につきましては、その必要性合理性について、現時点では本件事故と相当因果関係が確認できず、損害賠償の対象とはならないものと考えております。」という回答を示している。2年連続であんぼ柿の加工自粛を余儀なくされ、今後も風評被害による懸念を払拭できない現状を打開しようという農家への賠償を行うことは当然ではないか。</p> <p>さくらんぼ等の被覆資材の取り替え費用の支払いを求めたが東電は、「本件事故と相当因果関係について個別に事情を確認させていただきたいと考えております。」と回答している。さくらんぼ等の被覆資材は、放射能で汚染されており、そのまま使用すれば雨や風で園地を汚染することになる。取替は、原発事故が無ければ必要のないことである。同様に、イチゴ農家が河川からの冠水をやめ、地下水に切り替えたことによる費用の賠償も拒否している。放射能汚染を少しでも回避し現状を打開しようという農家への賠償を行うことは当然ではないか。</p> <p>平成23年産米に関して、伊達市（旧霊山村）の作付をしなかった農家11人に対し、損害賠償を行なった農家と支払いを拒否している農家があり、その支払は東電の誤りであり、今後も支払いをしないと回答している。その理由を東電は、「相当因果関係の確認は、御提示いただく土壌の検査結果等を以て、専門家等も交えて判断させていただいております。今回お支払いの対象とならなかったご請求につきましては、ご提出いただきましたすべての資料をもとに本件事故と損害との間に相当因果関係があるか否かについて個別的に検討させていただきましたが、賠償の対象となる相当因果関係は認められないものと判断いたしました。」と回答している。この地域で生産された米は、現在隔離されている状況に鑑みても、作付をしなかったことは「本件事故と損害との間に相当因果関係」があると判断するのが当然ではないか。</p>	<p>*果樹等の品目転換 あんぼ柿の加工自粛などに伴う損害賠償につきましては、ご請求者さま個々のご事情を詳しく伺うとともに、収穫増量分の確認は現地で実際に柿をもいで計るなど弊社として出来るかぎりの対応をさせていただいております。あんぼ柿の加工自粛要請はこれまで2年間行われておりますが、今後も継続するかは現段階では判断できないことから、改植する必要性まで判断することができない状況でございます。従いまして、現段階では賠償対象とはならないものと考えております。なお、今後も加工自粛要請等があった場合は、適切に賠償させていただきます。</p> <p>*さくらんぼ等の被覆資材 H24年4月12日付農水省生産局からの発信文書に基づき、ほうれん草等の葉菜類の栽培に用いられるべたがけ資材等の更新のため購入せざるを得なくなった購入費用は賠償させていただきます。なお、さくらんぼの被覆資材はこの指示に基づくべたがけ資材以外のため、現段階では損害賠償の対象とはならないものと考えております。</p> <p>*地下水切替 河川水の使用に対する政府などの制限指示がなく、井戸を設置する必要性まで判断することができないため、現段階では損害賠償の対象とはならないものと考えております。</p> <p>*米自主作付断念 この地域において生産されたお米が現在隔離米として保管されている状況について、作付制限との関連性を確認させていただいたうえで適切に対応させていただきます。</p>

2 商工業・経済・専門サービス業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
23	福島県商工会連合会	財物価値の喪失又は減少等風評被害	間接被害、風評被害の影響による財物価値の減損について賠償すべきであるが、どのように考えているのか。	財物賠償においては、本件事故発生時点における財産価値をもとに、避難を余儀なくされたことに伴う管理不能に伴う価値減少分を賠償することとしております。なお、風評被害等により、収益が減少している場合については、営業損害として逸失利益や支出を余儀なくされた追加的費用につきまして、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。
24	福島県商工会連合会	除染等に係る損害	事業者等が自ら行う除染等に関わる費用についても賠償すべきであるが、どのように考えているのか。	除染については、原則として国（環境省）や市町村が除染特措法に基づき実施することとなっています。除染特措法に該当しない除染等の費用につきましては、中間指針や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えておりますが、現時点ではお支払いの可否も含め取り扱いが決まっておりませんので、引き続き検討を進めてまいります。
25	福島県商工会連合会	営業損害	原発事故以前の経営状況を取り戻すため、特別の努力により確保した収益については原発事故直後から減額（売上額に含めない）することなく完全賠償すべきであるが、どのように考えているのか。	<p>営業損害は、本件事故と相当因果関係のある損害として減収分を賠償させていただくことが原則となりますが、紛争審査会による中間指針等を踏まえ、避難を余儀なくされている状況が継続している中で、生活再建や基盤の確立に向けたご請求者さまのご努力を反映させていただくため、再開後の事業によって得られた利益については、一定の期間又は一定の額の範囲を「特別の努力」として、控除せずに逸失利益をお支払いさせていただきます。</p> <p>営業損害における「特別の努力」の賠償額への反映につきましては、中間指針第二次追補が策定された平成24年3月から包括請求の算定対象期間末までの間に再開後の事業から得られた利益を控除しないこととさせていただきます。</p> <p>さらに、本件事故直後におけるご請求者さまのご努力を反映させていただくため、本件事故発生後の早期期間において「特別の努力」の適用を希望される事業者さまにつきましては、包括請求の算定対象期間のうち最後の6ヶ月間の替わりに、平成23年3月から同年8月までの期間に「特別の努力」を適用するお取扱いをご選択いただけます。</p>

2 商工業・経済・専門サービス業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
26	福島県商工会連合会	営業損害	逸失利益の算定について、逸失利益額は基礎額を対象期間分に按分した額に実際支払った給与賃金及び地代家賃を加算して計算するが、最近の給与賃金について、請求書の解説と記入例には、「実際にお支払いになった金額を記入してください。」と書いているにもかかわらず、基準年度に支払った金額より多くなると、実際支払った金額ではなく、基準年度に支払った給与賃金額を請求対象期間分に按分した額に減らされた額になる。事業者に通告もなく、いつの間にか一方的に勝手にルールを変えられたことになるが、どのように考えているのか。	営業損害のうち逸失利益については、基準年度を前提として算出するという考え方から、給与賃金についても基準年度の金額を上限として算定させていただいておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、実際にお支払いになった給与賃金が基準年度の金額を上回るような場合は、個別にご事情をお伺いし、本件事故との相当因果関係の有無を確認させていただいたうえで適切に対応させていただきます。
27	福島県商工会連合会	財物価値の喪失又は減少等	償却資産等財物賠償の基準は、避難指示期間に応じた財物価値の減少額のみの時価相当額の賠償と示されたが、被害者が生活や事業を完全に再建するために十分な賠償額ではない。ついては、当該財物の取得価格を基準とした再取得価格を算定し、事業再建可能な金額の賠償をすべきであるが、どのように考えているのか。	避難指示区域に所有されており持ち出しされていない償却資産に係る賠償につきましては、帰還困難区域については本件事故発生時点の帳簿価額を踏まえた時価相当額を賠償させていただきます。居住制限区域および避難指示解除準備区域については本件事故発生時点の帳簿価額を踏まえた時価相当額から避難解除までの期間に応じた経年による価値の減少額、または避難等に伴う管理不能により失われた価値を原状回復するための費用相当額を賠償させていただきます。 この考え方は、中間指針および中間指針第二次追補、平成24年7月20日に公表された政府の方針を踏まえたものであり、さらに弊社として帳簿価額に償却資産係数（耐用年数満了時の残存価額を取得価額の20%まで引き上げる等）を乗じることで、少しでも再取得価額に近づくよう努めており、多くの方が利用価値を考慮した本件事故発生直前の価値相当額を算出できると考えております。

2 商工業・経済・専門サービス業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
28	福島県商工会連合会	財物価値の喪失又は減少等	棚卸資産については、全ての商品等の価値は喪失している実態を踏まえ、商品・製品等仕入れ価格及び仕入れ等に要した費用の全てに対し賠償するよう基準の見直しをすべきであるがどのように考えているのか。	棚卸資産につきましては、管理不能により財物価値が100%減少したと考えられる商品・製品等の帳簿価額を時価相当額として賠償させていただくことを考えており、帰還困難区域内に存在し本件事故による避難等ともなう管理不能により販売または使用が困難になった商品・製品等や、居住制限区域、避難指示解除準備区域に存在し避難等ともなう管理不能により販売または使用が困難になり、廃棄せざるを得なくなった商品・製品等が賠償の対象になると考えております。
29	福島県商工会連合会	財物価値の喪失又は減少等 東京電力の対応	原発事故時点で避難を余儀なくされ、棚卸資産の賠償における在庫等を書類上把握することができない現状にある。ついては、賠償請求に関わる添付書類の簡略化を図り、決算書等により確認し添付書類の提出なく請求に対応すべきであるがどのように考えているのか。	本件事故により避難を余儀なくされ、棚卸資産の賠償に関わる証憑類をご提出いただけない場合等には、個別にご事情をお伺いし、ご請求内容の合理性を確認させていただいたうえで、適切に対応してまいりたいと考えております。
30	福島県商工会連合会	財物価値の喪失又は減少等 東京電力の対応	全ての財物賠償請求においては、請求書の作成において極めて複雑な方法となっており、小規模事業者等にとっては多大な労力を強いる手続が求められている。請求手続の簡略化等について対応すべきであるがどのように考えているのか。	財物賠償に係る請求書類につきましては、ご請求者さまの様々なご事情、ご意見を取り入れつつ、ご所有される多種多様な資産の時価相当額を公正に算定する必要があることから、避難費用等の書式と比較して複雑なものとなっている部分がございますが、ご請求のお手続きにおきましては、ご記入いただく部分については最小限にさせていただいており、また、各相談窓口にて、弊社社員が、親身・親切な対応を心掛け、賠償内容のご説明、記入方法のお手伝いをさせていただきます。

2 商工業・経済・専門サービス業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
31	福島県商工会連合会	財物価値の喪失又は減少等 東京電力の対応	財物賠償の請求において、実際にも、立ち入りが自由にできない区域においては損害の状況を正確に把握することができない現状にある中、帳簿等に記載のない資産や資料等の提出ができない場合において、一律に定額賠償となることが一方的に示され極めて不当である。については、被害者の視点に立ち、被害の実態を踏まえ弾力的に対応するよう算定方法の見直しを求めるが、どのように考えているのか。	<p>個人事業主さまにおける帳簿に記載のない資産につきましては、領収書等に記載の取得価額をもとに本件事故発生時点の時価相当額を算定し、賠償させていただいておりますが、立入制限等により、領収書等の確認書類（証憑）の取得が困難な場合につきましては、現在詳細について検討しております。</p> <p>また、取得価額が少額であるため資産計上せず費用計上を行った償却資産は、少額資産としてお取扱いさせていただいておりますが、この定型的な算定では適切に評価できない場合には、ご請求者さまのご意見・ご要望を踏まえ、親身・親切に対応してまいりたいと考えております。</p>
32	福島県商工会連合会	財物価値の喪失又は減少等	<p>財物賠償における消費税差引について（税抜請求） 大企業と異なり、中小・小規模事業者、特に、個人事業者のほとんどが税込処理による会計処理を行っており、消費税を差し引く賠償は不適正である。</p> <p>棚卸資産及び償却資産を取得するためには消費税を支払っており、他の税金とは性質が異なる。消費税分を差し引くというのであれば、課税仕入、非課税仕入、不課税仕入と分けて計算する必要があり、単純に5%の消費税額とはならず、対象財物によっては消費税導入前、3%、5%と分けて計算することになり、課税対象事業所、対象外事業所、一般課税、簡易課税など、極めて複雑かつ膨大な労力、知識が必要となる。迅速かつ公正な賠償となるよう、算出基準の見直しを求める。</p>	<p>償却資産は財物価値の減少分に対して賠償させていただくため、原則として財物価値を構成しない消費税を含めずに、賠償金を算定させていただくこととなりますが、帳簿が税込みで作成されており、税抜き計算が困難な場合などにつきましては、個別にご事情をお伺いし対応させていただきます。</p>
33	福島県商工会連合会	財物価値の喪失又は減少等	<p>決算時から避難時までの商品受払簿の提出を求められているが、小規模事業者のほとんどは備え付けておらず、震災で納品請求書等も見あたらないところが多いことから、直近の年度末の棚卸額を賠償するか、あるいは、事故時点の棚卸額が通常よりも多い棚卸額であった場合はそれを裏付ける資料等の提出により賠償すべきであるが、どのように考えているのか。</p>	<p>決算書の期末残高では、本件事故直近までにどれだけ変動があったかを確認することができないことから、本件事故発生時点または発生日直近の受払簿または商品残高明細等あるいは納品書等のご提出をお願いしています。</p> <p>なお、本件事故により避難を余儀なくされ、棚卸資産の賠償に関わる証憑類をご提出いただけない場合等には、個別にご事情をお伺いし、ご請求内容の合理性を確認させていただいたうえで、適切に対応してまいりたいと考えております。</p>

2 商工業・経済・専門サービス業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
34	福島県商工会連合会	その他	いわゆる「のれん代」やブランド、知的財産権を含む無形財産に対し賠償すべきであるが、どのように考えているのか。	「無形財産」につきましては、営業権等を有することにより見込まれる収益を資産として認識しているものであり、本件事故と相当因果関係がある減収分が認められる場合に、営業損害として賠償させていただいております。
35	福島県商工会議所連合会	精神的損害	旧緊急時避難準備区域における「精神的損害に対する賠償」は平成24年8月で終了しているが、原発が収束し、生活環境が元の水準に戻るまで賠償すべきであると考えますが、賠償を終了した理由は何か。 (福島第一原発では3/18夜から停電が続き、復旧のメドが立っておらず、住民はまた大きい不安を抱いている。事故収束にはほど遠い状況にあることは明白である。)	旧緊急時避難準備区域における精神的損害への賠償につきましては、紛争審査会による中間指針第二次追補を踏まえ、原則として平成24年8月末までとさせていただいておりますが、当該期間経過後の医療・福祉体制、インフラの復旧状況や学校の再開状況等を考慮し、平成24年9月1日から平成25年3月31日までの通院交通費等の増加分としてお一人さまあたり20万円の賠償金をお支払いさせていただいておりますとともに、平成24年9月1日時点において中学生以下のおおよび高等学校に在学していた方に対し、平成24年9月1日から平成25年3月31日までの精神的損害に係る賠償として、お一人さまあたり月額5万円をお支払いさせていただいております。
36	福島県商工会議所連合会	精神的損害 営業損害 風評被害	事業者は原発事故による商圈減少や人材流出といった経営環境の悪化によって著しい精神的苦痛を受けていることが明白であるが、事業者（経営者）の精神的損害を賠償しない理由は何か。 (子供や妊婦への追加の賠償と同様に、通常の精神的損害に追加すべきである。)	弊社といたしましては、中間指針等を踏まえ、精神的損害に係る賠償については、避難を余儀なくされた個人の方々を対象としてお支払いさせていただいております。法人さま、個人事業主さまに対しても、本件事故により大変なご苦労等をお掛けしていることは認識しておりますが、営業損害等に係る賠償について、しっかりと対応させていただきたいと考えております。
37	福島県商工会議所連合会	営業損害	賠償対象期間について、賠償の終期ととれる内容が記載されているが（旧緊急時避難準備区域は平成25年12月末まで）、損害が継続していてもこれまで通りの請求はできないということか。	旧緊急時避難準備区域の営業損害に係る賠償は、平成25年12月までのご請求期間をもって一区切りとさせていただき、その後に帰還されて営業を再開される場合に、その際に必要な追加的費用に加え、賠償対象期間以降も本件事故による風評被害等による損害が発生した場合等は適切に賠償させていただきます。

2 商工業・経済・専門サービス業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
38	福島県商工会議所 連合会	営業損害	「特別の努力」の対象となる期間が平成24年3月からとなっているが、なぜ遡及して全期間を適用させないのか。（震災直後こそ事業者が努力した期間である。）	<p>営業損害は、本件事故と相当因果関係のある損害として減収分を賠償させていただくことが原則となりますが、紛争審査会による中間指針等を踏まえ、避難を余儀なくされている状況が継続している中で、生活再建や基盤の確立に向けたご請求者さまのご努力を反映させていただくため、再開後の事業によって得られた利益については、一定の期間又は一定の額の範囲を「特別の努力」として、控除せずに逸失利益をお支払いさせていただいております。</p> <p>営業損害における「特別の努力」の賠償額への反映につきましては、中間指針第二次追補が策定された平成24年3月から包括請求の算定対象期間末までの間に再開後の事業から得られた利益を控除しないこととさせていただきます。</p> <p>さらに、本件事故直後におけるご請求者さまのご努力を反映させていただくため、本件事故発生後の早期期間において「特別の努力」の適用を希望される事業者さまにつきましては、包括請求の算定対象期間のうち最後の6ヶ月間の替わりに、平成23年3月から同年8月までの期間に「特別の努力」を適用するお取扱いをご選択いただけます。</p>
39	福島県商工会議所 連合会	営業損害	事業者は従業員育成のために「時間」「労力」「教育費」といったコストを支出しているが、人材が流出した際にこれらのコストが賠償されないのはなぜか。	<p>人材の流出に伴う減収分につきましては、個別にご事情をよくお伺いしたうえで、営業損害の賠償で適切に対応させていただきます。また、本件事故と相当因果関係が認められる追加的費用は、個別にご事情をよくお伺いしたうえで、適切に対応させていただきます。</p>
40	福島県商工会議所 連合会	営業損害 風評被害	「逸失利益の基礎額」の算出の際に「固定費」「変動費」を東京電力側の解釈によって区分されるが、事業者の請求どおりに区分しない理由は何か。（そもそも固定費や変動費は会計上の概念であり、業種や地域性を鑑みれば一律に区分できるものではない。）	<p>逸失利益の算出に共通した考え方として、休業または売上げが減少しても発生する費用を固定費、休業または売上げの減少に伴って減少する費用を変動費として定義しております。固定費、変動費は、営まれていく事業の性質により該当費目が異なるため、ご請求者さまのご判断で区分のうえ逸失利益算出の基礎額を算出いただいております。ご請求の確認にあたっては、事業の実態を踏まえつつ、会計の専門家のご意見も伺いながら、適正な金額をお支払いするよう努めております。</p>

2 商工業・経済・専門サービス業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
41	福島県商工会議所連合会	風評損害 東京電力の対応	請求開始より1年半以上経過し請求書受領件数も15万件を超え、東京電力内部では請求に対する明確な判断基準が出来ていると想像され、実際に既請求者より「東京電力よりこれまでの判断（特に基準期間）に誤りがあったので、今後の請求分より算定の見直しをしたいと言われた」とか「追加資料を提出するように言われた」という声も挙がっている。そうした既請求者へ個別対応を行っている事実は何の位あるのか、また県や関係機関等への事前説明を行った上での動きなのか、更に賠償内容の見直しは既存合意の修正・破棄ともなるが、合意に対し東京電力はどう考えているのか、回答を求める。	弊社といたしましては、公正な賠償を進めるためご請求内容についてしっかりと確認させていただくこととしております。そのため、これまでのご請求内容において、改めて確認させていただきたい事項が判明した際は、個別にご事情をお伺いさせていただき、場合によっては追加の資料をご提出いただくなどのお願いをする場合がございます。
42	福島県商工会議所連合会	東京電力の対応	賠償の対応について、審査基準に満たないと「賠償できない」、助言を求めても「業務外なのでできない」、地元の補償センターに訪問しても「審査内容の相談は応じられない」といった一方的な否決姿勢に対する批判が多数寄せられている。また福島復興本社の設置により、迅速化・権限一元化を期待したが、未だ改善の動きがない。 東京電力は「今後の対応改善～被害者の方々への5つのお約束」を発表しているが、全くの有形無実の状況である。これらの批判に対して東京電力はどのように考え、かつ対応を行っているのか。	現在、福島復興本社を立ち上げ、賠償業務に関する権限を、被害を受けられた方々からのご相談やご請求を受け付ける現地拠点等の現場へ委譲しているところ、このようなご指摘を真摯に受け止め、引き続き、現地の職員に事実認定権限を強化すること等により、被害を受けられた方々のご要望へきめ細やかに対応できるよう取り組み、被害を受けられた方々に寄り添った公正な賠償対応に努めてまいります。
43	福島県商工会議所連合会	東京電力の対応	当県連として東京電力の損害賠償に対する周知強化を再三要請しているが、未だに動きが見られないのはなぜか。	弊社では、コールセンター等を通じて頂戴した主なご要望やご質問について、弊社としての対応や考え方を、ホームページにおいて「本賠償のご請求においてよくいただく質問」として公開しております。さらに、福島復興本社の設立に伴い、賠償実施に関わる事実認定について、ご相談やご請求を受ける現地拠点等の現場の権限を大幅に強化して、現場においてご請求者さまから個別のご事情をお伺いし、現場の判断により、お伺いした個別のご事情を反映するように取り組んでまいります。 また、ご請求者さまのご要望等につきましては、誠意を持ってお伺いし、社内での情報共有の徹底などによりご請求者さまにご負担をかけないよう努めてまいります。

2 商工業・経済・専門サービス業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
44	福島県缶詰協会	風評被害	食品製造に係わる放射性物質検査費用については、平成24年6月までの請求は検査費用の賠償を受けていたが、平成24年7月～11月分を請求したが認められない。 食品の安全性確保のための検査を認めない理由を明確にしてほしい。 検査しないことが風評被害に繋がるのではないか。	農畜産物及び加工品等の検査にかかる費用につきましては、政府等からの指示に基づくものはもとより、お取引先さまからのご要請に対応される場合など、ご事情をよくお伺いしたうえで、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただいております。
45	福島県缶詰協会	除染等に係る損害	食品製造業として日々製造にあたり放射能の検査を行い、その検査費用を請求しているが、会社内外を除染するか、除染費用を賠償すべきではないか。	除染については、原則として国（環境省）や市町村が除染特措法に基づき実施することとなっています。除染特措法に該当しない除染等の費用につきましては、中間指針や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えておりますが、現時点ではお支払いの可否も含め取り扱いが決まっておりませんので、引き続き検討を進めてまいります。
46	福島県缶詰協会	風評被害	検査費用は今後いつまで賠償に応じるのか。	弊社としましては、本件事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、賠償の対象と認識しており、被害が継続される限り適切に対応させていただきますが、賠償期間（終期）につきましては、紛争審査会における今後の審議等を踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えております。
47	東北税理士会福島県支部連合会	精神的損害	個人住民のみならず、個人事業者・法人にとっても精神的な損害はあるわけで、個人事業者・法人に対しても営業損害賠償のみならず、精神的な損害賠償金の支払をすべきではないか。	弊社といたしましては、中間指針等を踏まえ、精神的損害に係る賠償については、避難を余儀なくされた個人の方々を対象としてお支払いさせていただいております。法人さま、個人事業主さまに対しても、本件事故により大変なご苦勞等をお掛けしていることは認識しておりますが、営業損害等に係る賠償について、しっかりと対応させていただきたいと考えております。
48	東北税理士会福島県支部連合会	営業損害	営業損害にかかる逸失利益の算定について、事故直後から2年経過していることから、東京電力側で貢献利益率の求め方について、大きく考え方を変更している（事業者に対して、当初認めていた貢献利益率の引き下げを強く求めており、引き下げを行わなければ賠償金の支払は行わないといった言動がある）と聞くと、その変更理由とどのような判断で変更しているのか回答を求めます。	本件事故発生から2年近くが経過し、事業実態が大きく変化されるなど従前に用いた貢献利益率を継続して用いることにつきまして、公正に賠償させていただくため再度検討する必要があると考えられる場合に、見直しや追加資料のご提出をお願いさせていただいております。

2 商工業・経済・専門サービス業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
49	東北税理士会福島県支部連合会	財物価値の喪失又は減少等東京電力の対応	<p>財物価値の喪失又は減少等については、個人事業者及び中小法人の事業用資産については一定の賠償内容が提示されたが、細かい部分で不明な点も多く、また、書類の記載方法が煩雑で難解との意見もあるので、質問窓口を決めるべき。その際、担当する人によって対応が異なると、不公平な取扱いになってしまうので、一元的な窓口（コールセンターなど）の設置をすべき。</p> <p>また、財物についての賠償額については、再調達価額とすべきである。</p>	<p>【質問窓口について】</p> <p>財物賠償に係る請求書類につきましては、ご請求者さまの様々なご事情、ご意見を取り入れつつ、ご所有される多種多様な資産の時価相当額を公正に算定する必要があることから、避難費用等の書式と比較して複雑なものとなっている部分がございますが、ご請求のお手続きにおきましては、ご記入いただく部分については最小限にさせていただいており、また、各相談窓口にて、弊社社員が、親身・親切的な対応を心掛け、賠償内容の説明、記入方法のお手伝いをさせていただきます。</p> <p>なお、このたびの土地・建物、家財の賠償につきましては、資産の状況をしっかりと伺いし、ご納得いただける賠償となるよう、ご相談専用ダイヤルをご用意いたしました（0120-926-596）。それ以外のご相談につきましては、福島原子力補償相談室（0120-926-404）までご連絡下さい。</p> <p>【償却資産の賠償額算定について】</p> <p>中間指針および中間指針第二次追補、平成24年7月20日に公表された政府の方針を踏まえたものであり、さらに弊社として帳簿価額に償却資産係数（耐用年数満了時の残存価額を取得価額の20%まで引き上げる等）を乗じることで、少しでも再取得価額に近づくよう努めており、多くの方が利用価値を考慮した本件事故発生直前の価値相当額を算出できると考えております。</p>
50	東北税理士会福島県支部連合会	東京電力の対応	<p>県内にある補償センターの担当者の対応は大変低姿勢で、親切的な対応してもらっているが、東京本社の賠償担当者は一部高圧的で横柄な言動をしている方もいるので、事故責任者である東京電力として、原発事故対応をどのようなスタンスで望むつもりなのかをきちんと明示し、全体的に周知徹底を図った上で、被災者への対応をすべき。</p>	<p>弊社といたしましては、福島復興本社設立の目的でもあるように、これまで以上に、地域の皆さまの声に耳を傾け、弊社としてできることを考え、地域に寄り添った対応を進めてまいります。賠償に携わる全ての者が被害を受けられた方への誠意ある対応の重要性を再認識し、今後とも被害を受けられた方々に対し、公正で親身親切的な賠償に努めてまいります。</p>
51	東北税理士会福島県支部連合会	消滅時効への対応	<p>一般住宅への除染活動が一部市町村でようやく始まってきたが、モニタリング測定の結果を見ると、2年経った今も放射性物質の測定数値は減っておらず、高止まりしていることがわかる。このような状況にも拘わらず、東京電力の賠償は3年程度で終わるのではないかと、この噂も聞かれるが、今後の賠償についてはどのように考えているのか。</p>	<p>弊社といたしましては、被害を受けられた方が時効により適切な賠償を受けられなくなることは絶対にあってはならないと考えており、仮に時効が完成した場合でも、ご請求者さまの個別のご事情を踏まえ、消滅時効に関して柔軟に対応させていただきたいと考えております。</p>

2 商工業・経済・専門サービス業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
52	福島県司法書士会	財物価値の喪失又は減少等	避難等対象区域の家財賠償について、事故後に(離婚などで)世帯分離をした場合の取り扱いはどうなるのか。	本件事故発生後に諸事情により財産分与が行われている場合につきましては、所定の書類(財産金分与に関する協議書)をご提出いただくことにより賠償金額を分割してご請求頂けます。お問い合わせにつきましては、リーフレット裏表紙に記載の福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(0120-926-596)までご連絡くださいますようお願い申し上げます。
53	福島県司法書士会	財物価値の喪失又は減少等	避難等区域の財物賠償について、宅地・建物以外の不動産に関する賠償手続きの見通しはどうなっているのか。	早期にお支払いを行うため、賠償の準備が整った生活の本拠となる宅地・建物について賠償させていただくことになりました。宅地以外の土地、及び今回の対象となっている建物以外につきましても、早急に準備を進めてまいります。
54	福島県司法書士会	東京電力の対応	原子力損害賠償紛争解決センターに申立てをした被害者が、直接請求をした際に差別的な取り扱いを受けた事例が見られることについて、文部科学省研究開発局からその対応の改善を要求されているが、その対策内容はどのようなものか。	原子力損害賠償紛争解決センターで昨年1年間に寄せられたご意見のうち、弊社へのご意見、ご要望、ご不満に関して、文部科学省より対応の改善についてご指導をいただきました。 弊社といたしましては、本年1月に福島復興本社を設立するとともに、現地での個別のご要望への対応強化に向けた体制の見直しを行ったところですが、被害を受けられた方々からいただいた様々なご意見・ご指摘を真摯に受け止め、様々な機会をとらえ、社員への訓辞、会議・ミーティング、社内イントラネットによる指示発信などで全社員に対する意識の共有・浸透を図っておりますが、引き続き徹底してまいります。 賠償に携わる全ての者が被害を受けられた方への誠意ある対応の重要性を再認識し、今後とも被害を受けられた方々に対し、公正で親身・親切的な賠償に努めてまいります。
55	福島県司法書士会	和解結果等の反映	直接請求では認めなかった、平成24年2月末までの就労不能損害のうち震災後に得た収入の控除分、ペットの死別に関する慰謝料、自主避難の避難費用、警戒区域から持ち出した放射線量の高い自動車などの損害項目について、原子力損害賠償紛争解決センターで和解が成立している事例が少なからず存在する。多くの住民に該当する損害項目については直接請求の中に反映すべきではないか。	原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介事例につきましては、個別具体的なご事情をお伺いし合意させていただいたものでございますので、賠償の方針としてそのまま適用できるものではありませんが、賠償額の算定や賠償協議等の検討に役立て、被害を受けられた多くの方々に対する迅速かつ公正な賠償に引き続き全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

2 商工業・経済・専門サービス業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
56	日本自動車販売協会連合会福島県支部	営業損害	自動車業界においては、従前から洗車作業等で発生した汚泥の処理を回収業者に依頼してきたが、放射線汚染に対する業者の自主規制等により回収が停止され、やむを得ず事業所敷地内に保管する状態となっている。原発事故発生から2年経過したが、回収の見通しはなく、保管場所の増加は限りある営業スペースを侵食しつづけ明確になっていない保管容器購入費用の賠償とともに事業経営を阻害している。また、これに伴い、やむを得ず、保管作業に当たる従業員の健康被害も懸念される状況にある。このような事業経営を阻害する状況に対して、どのような賠償を考えるのか。	除染特措法・政府指示または引取先からの要請や取引拒否により負担を余儀なくされた汚泥の保管費用等については、個別にご事情をお伺いし、本件事故と相当因果関係が認められる損害は必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
57	福島県医師会	東京電力の対応	請求した賠償額の一部しか認めてもらえないとの不満が会員からも多く寄せられている状況である。 東京電力側は、請求者の目線に合わせ賠償額について特段の事情を考慮し、不満のない方法を模索すべきと考えるが、いかがか。	弊社は、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、被害を受けられた方々への迅速かつ公正な賠償金のお支払いに取り組んでおります。 また、本件事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、賠償の対象と認識しており、引き続き、被害を受けられた方々に対しまして親身・親切的な賠償に取り組んでまいります。
58	福島県医師会	東京電力の対応	生命・身体的損害に対する相当因果関係は、最終的には東京電力が判断することから、診断書の添付は、今後、医師の負担にならない方法を考慮すべきと考えるのがいかがか。	生命・身体的損害にかかる損害賠償につきましては、医師の方の専門的な知識と見識にもとづく診断書等をふまえて、本件事故との相当因果関係の有無を確認させていただく必要があると考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。また、福島県医師会さまをはじめ医療関係者さまにご迷惑をおかけしないよう、弊社にてご請求者さまにしっかりとご説明させていただきたいと考えております。
59	福島県医師会	営業損害	通常損害賠償は、損害額(将来の収入額を含む)を補てんするものであると考えるが、東京電力の賠償方法は、基準年を設定し、基準年の金額と収入を比較し、収入が減少していた場合のみしか認められていない。基準年と現在では、状況が変化している部分もあり、増収となっても一概に損害がないとは言いきれないところもある。 このことについて、今後どのように対応するのか伺いたい。 また、将来得られるべきはずであった収入を賠償金に含めない理由について回答を求める。	紛争審査会で策定された中間指針においては、賠償の対象となる減収分は「本来事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益の差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用の差額（本件事故により支払いを免れた費用）」を控除した額とされております。 そのため「本件事故がなければ得られたであろう収益」につきましては、個別の収入の増減を想定し算出することが困難であるため、過去の収入実績を元に算出しており、具体的には本件事故直近年度の収入実績と本件事故以降に実際に得られた収入分の差額をもとに算定させていただいております。 なお、このような方法で把握が困難な損害がある場合は、個別にご事情をお伺いし、適切に対応させていただきたいと考えております。

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
60	福島県医師会	財物価値の損失又は減少等	「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」等において、動物による財物への被害が多数確認されている。 このような、外的要因による財物価値の減少についても賠償するべきと考えるが、いかがか。	動物被害に伴う財物価値の喪失・減少に伴う賠償につきまして、原則として、建物について発生する修復費用として管理不能による損害の賠償金額に含まれておりますが、実際の修復にかかる費用が賠償金額を超過する場合は、時価相当額に持分割合を乗じた金額を上限として、財物価値にかかる賠償金額を超過した金額をお支払いさせていただきます。なお、修復費用の実費額に関する賠償につきましては、後日ご案内させていただきます。
61	福島県医師会	その他	営業損害や財物等の賠償金が課税対象となっているが、これを非課税となるよう国に要望すべき。	弊社は課税に関して要望する立場にないと考えますが、いただいたご意見は関係機関へお伝えいたします。
62	福島県病院協会	精神的損害 営業損害	被災医療法人病院に対して慰謝料を支払う義務があると思うがどうか。 一般的に加害者は損害を与えた被害者に対して慰謝料を支払うことは当然の義務と考えられる。被災医療法人病院は株式会社大企業とは全く異なり、経営責任者は基本的には永代交代不能のオーナーであり、今後延々と続くであろう営業不能状態に対応し続ける責務から逃れることはできない。この医療法人病院が受け続けている精神的負荷に対して加害者として謝罪し、慰謝の意を表し、慰謝料という具体的な形で加害責任を果たす義務があると思うがどうか。	弊社といたしましては、中間指針等を踏まえ、精神的損害に係る賠償については、避難を余儀なくされた個人の方々を対象としてお支払いさせていただいております。法人さま、個人事業主さまに対しても、本件事故により大変なご苦勞等をお掛けしていることは認識しておりますが、営業損害等に係る賠償について、しっかりと対応させていただきたいと考えております。

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
63	福島県病院協会	精神的損害	<p>旧緊急時避難準備区域の精神的損害に対する賠償が2012年8月で終了している。しかし、原発はいろいろな不安材料を抱えている。住民にとっての不安は大きく、賠償を継続すべきと思うが、東電はどのように考えているのか。国の指針に関係なく、東電の答えを聞きたい。また避難区域等で事業を営んでいる事業所の事業主・役員等に対する精神的損害に対する損害賠償が行われていない。慰謝料を含め当然賠償すべきものであるが、どのように考えているのか。</p>	<p>旧緊急時避難準備区域における精神的損害への賠償につきましては、紛争審査会による中間指針第二次追補を踏まえ、原則として平成24年8月末までとさせていただいておりますが、当該期間経過後の医療・福祉体制、インフラの復旧状況や学校の再開状況等を考慮し、平成24年9月1日から平成25年3月31日までの通院交通費等の増加分としてお一人さまあたり20万円の賠償金をお支払いさせていただいておりますとともに、平成24年9月1日時点において中学生以下の方および高等学校に在学していた方に対し、平成24年9月1日から平成25年3月31日までの精神的損害に係る賠償として、お一人さまあたり月額5万円をお支払いさせていただきます。</p> <p>また、弊社といたしましては、中間指針等を踏まえ、精神的損害に係る賠償については、避難を余儀なくされた個人の方々を対象としてお支払いさせていただいております。法人さま、個人事業主さまに対しても、本件事故により大変なご苦勞等をお掛けしていることは認識しておりますが、営業損害等に係る賠償にて、適切に対応させていただきたいと考えております。</p>
64	福島県病院協会	営業損害	<p>現在支払われている逸失利益の補填は本来の営業損害賠償の一部ではなく、今後、営業権の損壊に由来する全ての損害を十分な期間に亘って賠償する義務があると考えがどうか。</p> <p>現在支払われている逸失利益の補填は営業権の侵害によって生じた営業損害全体の中の数年分の収入補てんを行っているに過ぎないものであって、営業損害総体への完全賠償には程遠いものである。しかもその賠償を避難区域別ごとに機械的に打ち切ろうとしている。これでは我々は『被った被害への完全なる救済』を得ることはできない。この営業権の剥奪によって生ずる損害総体に対する賠償が現在行っている逸失利益の補填のみで完結すると考えているのか、また、賠償期間をどう考えているのかについて東電の意思を質する。</p>	<p>弊社といたしましては、本件事故と相当因果関係が認められる損害は賠償の対象と認識しており、事業者さまの事業に生じた営業損害については、逸失利益として賠償させていただきます。</p> <p>また避難等に伴う営業損害に係る賠償は、ご請求期間をもって一区切りとさせていただいており、その後に帰還されて営業を再開される場合に、その際に必要な追加的費用に加え、賠償対象期間以降も本件事故による風評被害等による損害が発生した場合は適切に賠償させていただきます。なお、期間の設定にあたっては、公共用地の取得に伴う損失補償基準の考え方を参考に設定させていただいております。</p>

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
65	福島県病院協会	営業損害	2015年以降の逸失利益の支払はどのように考えているのか。現在の賠償項目の支払い期限の設定根拠と今後の賠償方針を明らかにし、国の指導等（中間指針含む）によるものであれば、この点について国・東電が共同で被災者に直接説明するべきであるが、どのように考えているのか。	避難等に伴う営業損害は一定のご請求期間をもって一区切りとさせていただいており、その後に帰還されて営業を再開される場合に、その際に必要な追加的費用に加え、賠償対象期間以降も本件事故による風評被害等による損害が発生した場合は適切に賠償させていただきます。なお、期間の設定にあたっては、公共用地の取得に伴う損失補償基準の考え方を参考に設定させていただいております。
66	福島県病院協会	営業損害	病院事業は、医療圏による病床制限があり、病床を他の医療圏へ移動することが出来ない（福島県の他の医療圏も病床過剰）ため、新たな地域で従前と同一規模の医療活動を展開するために必要なすべての条件（病院建替えに要する全費用の賠償（医療機器等含む）含む）を国と協議し整備して提供するべきであるが、どのように考えているのか。	新たな地域で従前と同一規模の医療活動を展開するために必要な条件の整備につきましては、財物賠償を実施するとともに、引き続き必要かつ合理的な範囲で対応を協議させていただきます。
67	福島県病院協会	営業損害	旧緊急時避難準備区域の事業所に対する逸失利益の損害賠償について、平成26年1月以降どうするかが示されていない。 逸失利益の損害賠償は経営状況等が原発事故前の状況に戻るまで継続すべきであるが、どのように考えているのか。	旧緊急時避難準備区域の営業損害賠償は、平成25年12月までのご請求期間をもって一区切りとさせていただいており、その後に帰還されて営業を再開される場合に、その際に必要な追加的費用に加え、賠償対象期間以降も本件事故による風評被害等による損害が発生した場合は適切に賠償させていただきます。
68	福島県病院協会	営業損害	旧緊急時避難準備区域は逸失利益の補てんという形で賠償が行われているが、休業せず営業を続けていた病院には、東電のいう「逃れた経費」というものが発生しない。しかし、逸失利益を計算するうえで、医業原価等を減算しなければ合意書が送られてこないため、一年トータルで見ると、実際の逸失利益にほど遠い賠償額になってしまう。その差額は再度請求できるのか。	事業を継続している事業者さまの逸失利益につきましては、会計の専門家や弁護士などのご意見も踏まえ、ご請求者さまのご事情をお伺いしつつ休業または売上げの減少に伴って減少する費用を変動費として算定しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
69	福島県病院協会	営業損害	医療法人に対する逸失利益補填については、逸失収入補填に切り換える考えはあるのか。又、法人税等の課税に対する対応策を伺う。	<p>弊社といたしましては、原子力損害賠償にあたり、極めて多数の皆さまに迅速かつ公正な賠償を行う観点から、政府に設けられた公正・中立的な立場である紛争審査会が策定した中間指針等を踏まえ、避難等指示区域における営業損害を逸失利益として賠償させていただいております。</p> <p>また、弊社は課税に関して要望する立場にないと考えますが、いただいたご意見は関係機関へお伝えいたします。</p>
70	福島県病院協会	就労不能等に伴う損害	2014年3月以降の就労不能等に伴う損害はどの様に考えているのか。又、旧緊急時避難区域に職場があって、2013年1月以降の就労不能等に伴う損害はどのように考えているのか。緊急時避難区域が解除になっても、以前の勤務先が再開しないケースは沢山ある。賠償を止めるのはおかしい。国の指針に関係なく東電の答えを求める。	<p>就労不能損害の賠償期間につきましては、紛争審査会による中間指針や中間指針第二次追補などを踏まえ、公共用地の取得に伴う損失補償基準(以下、損失補償基準)等も参照しながら、個別具体的な事情に応じて合理的に判断し、損失補償基準よりも長い期間を設定してはおりますが、当該期間以降については個別にご事情をよくお伺いしたうえで適切に賠償させていただきます。</p>
71	福島県病院協会	財物価値の損失又は減少等	<p>従前と同一規模の事業を新天地で再開できることを担保する内容の財物損害賠償を行うことを求める。</p> <p>現在の＜財物価値の減少分の補填＞という賠償の考え方は、『そこに住み続け得る』という前提が保障されて初めて成り立つ概念である。現在の避難地域にあってはその前提条件が担保されているとは言えないことから、財物価値の減少分のみを補填するという方式を当てはめることは許されないものとする。また土地への損害賠償問題は全く進展していない。財物損害賠償の基本は、全ての生活基盤を奪われてしまった被害者に対して『原状回復』を確約し実行することであって、現行の、細切れの部分的な価値減少分の補填という財物賠償方式では加害者責任を果たすことにはならず、被害者の再生を保障するスキームでもない。現在の方式を抜本的に改め、新たな地で従前と同規模の営業が可能となるような財物賠償方式を提示するよう求める。</p>	<p>宅地・建物、家財に係る財物の賠償につきましては、平成25年3月29日にお示しいたしました通り請求受付を開始しているところでございますが、政府の方針として、帰還された上での生活再建や新たな土地における生活の開始など、それぞれのご選択に賠償が影響を与えないよう同一の賠償基準とすることとされており、可能な限りそれぞれの選択に資するような賠償の枠組みとしております。</p> <p>具体的には、宅地・建物に関し、本件事故発生当時の財物価値を算出する際に、固定資産税評価額に宅地係数や建物係数を乗じることにより、償却期間について固定資産税評価より期間の長い公共用地収用時の耐用年数を基準とするとともに、残価率の下限を20%とすることで、建物毎の個別性も配慮しながら、再取得を行うことも考慮した公正な額になると考えております。</p>

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
72	福島県病院協会	東京電力の対応	<p>加害者として被害者に向き合う際の当たり前の心配りや誠意が乏しい。口先だけの謝罪としか感じられないことが多い。これを根元から改めるべき。</p> <p>交渉過程で生ずる疑問や問題点、要求等を担当者に言っても、必ず「持ち帰って検討する」という返事であり、しかも受け入れられることは殆どないのが現実である。また、前任者との約束事項が後任者に引き継がれていないこともしばしばである。つまり、東電には、文科省の賠償紛争審査会が示した基準に明記されていること以上の賠償要求には絶対に応じない、被害者からの直接的要求には絶対に応じない、という社内規定があるとしか思えない。国の指示には従うが被害者からの訴えには査定主義で臨む、という東電の賠償姿勢には加害者としての真の責任感が欠けている。この点をどう改善するのかを問う。</p>	<p>弊社は、福島県民の皆さまの苦しみを常に忘れず、福島県にしっかりと根を下ろして責任を全うし、引き続き損害賠償への誠実な対応はもとより、被災された皆さまの生活と福島県の復興に向けた取り組みを一層深化するために、本年1月に福島復興本社を設立いたしました。</p> <p>福島復興本社の設立にあたって、福島県内の5地点に事務所を整備し、現地拠点の事実確認権限を強化することにより、個別事情の反映や証拠収集の効率化など、被害を受けられた方々のご要望にきめ細かく対応するとともに、社内における情報共有を徹底することで、迅速かつ公正な賠償に引き続き取り組んでまいります。</p>
73	福島県病院協会	東京電力の対応	<p>以前病院の担当は、医療に精通したチームを組むという話をしていたが、実際は問い合わせの度に違う方がでて統一されていない。社内的に情報を一元化しているのか。</p>	<p>医療の業務特性を踏まえ賠償に関する業務につきましては担当部署間の連携強化を図り統一的な対応となるよう努めております。</p>
74	福島県病院協会	その他	<p>賠償金に対して国が課税しようとしているが、これを行わないよう国に要請すべき。それができなければ税相当額控除後の金額が賠償価値となるような補償額を支払うよう求める。</p>	<p>弊社がご請求者さまにお支払いする賠償金への課税措置につきましては、国等において決定されるものと承知しておりますので、弊社は課税に関して要望する立場にないと考えますが、いただいたご意見は関係機関へお伝えいたします。</p>
75	福島県病院協会	営業損害	<p>法人の損害賠償請求事務経費は、認められないのか。</p>	<p>本件事故により支出を余儀なくされた費用につきましては、個別にご事情をお伺いしたうえで必要かつ合理的な範囲で賠償の対象とさせていただきたいと考えておりますが、賠償請求に係る事務経費につきましてはご請求者さまにご負担をお願いしております。</p>

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
76	福島県社会福祉協議会	営業損害 財物価値の喪失又は減少等	逸失利益の算定にかかる「特別の努力」の反映、並びに財物価値の喪失等に関し、対象となる公益法人は基準年度の事業活動収入が3億円以下とされているが、全ての公益法人を対象とするべきではないか。 (参考：平成24年8月17日付 要求書を提出 → いまだ明確な回答無し)	「資本金の額が1億円以下の企業さま」の平均年間売上高が約3億円であることを参考に、事業活動による収入が3億円以下の公益法人さまを「中小規模の公益法人等」とさせていただいております。事業活動収入が3億円を超える公益法人さまについては、広域的な経済活動を行っており、経営基盤が比較的安定していると考え、大規模法人としてお取り扱いさせていただいております。
77	福島県生活衛生同業組合連合会	営業損害	原発事故の影響により、小さな子供を抱えている従業員が県外に避難してしまってスタッフ不足となり、経営面で大きな損失を被っただけでなく、お客様にも多大な迷惑をお掛けしてしまった。このような損害を与えたことに対して、東京電力としてはどのように考えているのか。	人材の流出に伴う減収分については、個別にご事情をよくお伺いしたうえで、営業損害の賠償で適切に対応させていただきます。また、本件事故と相当因果関係が認められる追加的費用は、個別にご事情をよくお伺いしたうえで、適切に対応させていただきます。
78	福島県生活衛生同業組合連合会	営業損害	原発事故の影響により、調理スタッフが県外に避難してしまったために経営規模も大幅に縮小しなくてはならなくなり、経営面で厳しい状態が続いている。調理スタッフを募集しても、家族が反対するなどしてなかなか集まらない。今後このような状態が続けば、福島県内の飲食店を始めとする営業施設は経営を維持することが困難になってしまう。これらの状況に関して、東京電力としてはどのように対処する考えなのか。	人材の流出に伴う減収分については、個別にご事情をよくお伺いしたうえで、営業損害の賠償で適切に対応させていただきます。また、本件事故と相当因果関係が認められる追加的費用は、個別にご事情をよくお伺いしたうえで、適切に対応させていただきます。
79	福島県薬事工業協会	除染等に係る損害	敷地内の放射線汚染レベルの測定、及び汚染レベルが高い場合に自主的に実施した除染費用について、損害賠償の対象と認識しているのか。損害賠償の対象とするか否かの(汚染レベルの)境界があれば、それも示すべき。 まだ、検討していないのであれば、検討終了時期を示すべき。	除染については、原則として国(環境省)や市町村が除染特措法に基づき実施することとなっています。除染特措法に該当しない除染等の費用につきましては、中間指針や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えておりますが、現時点ではお支払いの可否も含め取り扱いが決まっておきませんので、引き続き検討を進めてまいります。

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
80	福島県薬事工業協会	財物価値の喪失又は減少等	放射性物質が検出されたため、お得意様から返品された製品及び核種検査により放射能汚染が明らかになった原材料を処分した時には、損害賠償の対象となるのが当然と思われるが「賠償の対象外」とされたのは納得がいかない。どのように考えているのか。	政府等の指示または取引先からの合理的な要請に基づいて実施した検査に係る費用につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償の対象とさせていただきます。 また、政府等の指示又は取引先からの放射性物質汚染を理由とした製品等の返品につきましても、個別にご事情をお伺いし、本件事故と相当因果関係がある場合には必要かつ合理的な範囲で、返品に要する費用及び保管・廃棄費用を賠償させていただきます。
81	福島県薬事工業協会	営業損害	放射能で汚染された原料を洗浄して使用できる原料とするための洗浄機は「新規財産取得に係わる内容」のため「賠償の対象外」とされるのは、営業権のはく奪である。 “仕事をやめろ”と言うに等しい。 全額とは言わないまでも賠償されるべきである。	賠償対象となりうるのは、実際に生じた損害に対して、本件事故との相当因果関係が認められる必要かつ合理的な部分となります。そのため資産価値を持つ物の購入は、ご請求者さまが資産価値を取得しており損害の発生が認められないので、賠償の対象外と考えておりますが、まずはご事情をお伺いさせていただきます。
82	福島県薬事工業協会	精神的損害 その他	現在の賠償内容は、精神的苦痛や強度のストレスのみならず、原料から放射性物質をとりのぞく研究や作業にたずさわる人件費、賠償請求のための事務経費すら賠償されていない。 これで果たして「損害に対する賠償」と言えるのか。	本件事故により支出を余儀なくされた費用につきましては、個別にご事情をお伺いしたうえで必要かつ合理的な範囲を賠償の対象とさせていただきたいと考えておりますが、研究費や賠償請求に係る事務経費につきましてはご請求者さまにご負担をお願いしております。
83	福島県知的障害施設協会	営業損害 風評被害	有能なスタッフが家族（子ども）の健康被害を恐れ、事業所を退職し、他県へ避難した。このスタッフのスキルに達する職員の補充はできず、利用者の受入に支障を来す。このようなケースが重なり、今まで取れていた体制加算等の報酬が取れず、大きな減収となる。このことについて、どのように対応するのか。	人材の流出に伴う減収分については、個別にご事情をよくお伺いしたうえで、営業損害の賠償で適切に対応させていただきます。また、本件事故と相当因果関係が認められる追加的費用は、個別にご事情をよくお伺いしたうえで、適切に対応させていただきます。

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
84	きょうされん福島支部	営業損害	地震後の福島第1原発の状況により、福祉サービスを中止した。その損害は賠償されるのか。	避難等対象区域内での事業の全部又は一部を営まれていた法人さま及び個人事業主さま又は現に営まれている法人さま及び個人事業主さまが、避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合にはその減収分及び事業に支障が生じたため実際に負担を余儀なくされた追加的費用につきましては、個別にご事情をお伺いし、適切に対応させていただきます。
85	きょうされん福島支部	就労不能等に伴う損害	福祉サービスの中止により就労系事業がとまり、工賃の支払いがされない期間の工賃の賠償はされるのか。	本件事故発生時点で、既就労者もしくは就職・復職が決定していた方につきましては、避難等対象区域外への避難等によって就労不能等となった場合における給与等の減収分として、本件事故以前の収入と請求対象期間における収入との差額を賠償させていただきます。
86	きょうされん福島支部	検査費用(物)	原発事故により製造する食品、提供する食事を外部へ検査委託あるいは検査器具購入の費用は賠償されるのか。	製造された食品等の検査にかかる費用につきましては、政府等からの指示に基づくものはもとより、お取引先さまからのご要請に対応される場合など、ご事情をよくお伺いしたうえで、本件事故と相当因果関係が認められる場合に必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。
87	きょうされん福島支部	風評被害	放射能により、製造する商品が売れない、あるいは委託を受けていた仕事がなくなった。賠償はされるのか。	風評被害による買い控え等の営業損害につきましては、個別にご事情をお伺いし、取引数量の減少または取引価格の低下等による減収分および必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償させていただいております。

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
88	きょうされん福島支部	自主的避難等に係る損害	原発事故により、グループホームの入居者と職員が長期にわたる避難をした。自主的避難の賠償はされるのか。	自主的避難等に関する賠償につきましては、原子力発電所からの距離・避難等対象区域との近接性・政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報・自主的避難の状況の要素等を総合的に勘案し、中間指針追補に示された範囲を超えて賠償させていただいております。また中間指針第二次追補をふまえ、平成24年8月末までの自主的避難等に関する賠償を実施させていただいております。これ以降については、個別のご事情に応じてお取扱いを判断させていただきます。
89	きょうされん福島支部	除染等に係る損害	畑の汚染により、ハウスを建設、表土入替をした等、除染に係る費用の賠償はされるのか。	除染については、原則として国（環境省）や市町村が除染特措法に基づき実施することとなっています。除染特措法に該当しない除染等の費用につきましては、中間指針や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えておりますが、現時点ではお支払いの可否も含め取り扱いが決まっておりませんので、引き続き検討を進めてまいります。
90	福島県保育協議会	除染等に係る損害	子どもの被ばくや保護者の不安を解消するために行った除染等に係る費用のうち、市町村が行った除染でなく、民間の保育所等が自主的に行った除染についての賠償も認めるべき。この事故が起こらなければわずに済んだことであり、賠償すべき。	除染特措法に該当しない除染等の費用につきましては、中間指針や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えておりますが、現時点ではお支払いの可否も含め取り扱いが決まっておりませんので、引き続き検討を進めてまいります。

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
91	福島県保育協議会	除染等に係る損害	遊具等の廃棄及び購入について認められていない。資産の購入になるの理由のようだが、子どもの安全な環境を整えるために必要なことであり、賠償すべき。	<p>避難指示区域の事業用資産の賠償は、本件事故発生時点から避難解除までの期間における、経年または管理不能による価値の減少額を賠償させていただくものです。代替資産を新規で取得するための費用の賠償ではないことをご理解いただきたいと思います。</p> <p>ただし、時価相当額の算定に当たっては、定率法から定額法への補正、残価20%の補正を行い、帳簿価額から引き上げを行っており、資産の使用価値も考慮した算定方法としております。</p> <p>また、管理不能による使用不能によりご負担された修理費用の実費額が、今回の賠償金額を超過した場合には、勘定科目ごとの時価相当額の範囲内で超過部分をお支払いさせていただきます。</p>
92	福島県保育協議会	生命・身体的損害 精神的損害	原発事故以来戸外遊びができなかったことに対する子どもたちの身体的・精神的な損害はどうなるのか。また、事故のために以前は行われなかった日々の除染を目的とした清掃や、線量の測定、保護者への対応など、保育士等への身体的・精神的な損害をどのような形で賠償していくのか。	<p>避難等対象区域外のお住まいの方で、本件事故以来戸外遊びができなかったことに対するお子さまの身体的・精神的な損害につきましては、自主的避難等に係る賠償金としてお支払いする金額に含まれているものと考えております。</p> <p>また、弊社といたしましては、中間指針等を踏まえ、精神的損害にかかる賠償については、避難を余儀なくされた個人の方々を対象としてお支払いさせていただいております。法人さまおよび従業員の皆さまに対しても、本件事故により大変なご苦勞等をお掛けしていることは認識しておりますが、営業損害等に係る賠償について、適切に対応させていただきたいと考えております。</p>
93	福島県地域保育所協議会	営業損害	子どもが避難をしてから戻っておらず、経営が立ち行かない。順調な経営が行えるまで賠償すべき。	<p>弊社は、本件事故発生時点で福島県内（避難等対象区域を除く）で事業を営まれていたの方々に対し、本件事故による避難指示や風評被害等により、現実に損害が生じた場合において、その減収分を必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。</p>

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
94	福島県地域保育所協議会	風評被害	福島の食材が危険との事で線量検査はしているが、遠くから食材を取り寄せることによって費用がかさんでいるが、それを保育料に上乘せすることができないので賠償すべき。	調達コストの増加分は、本件事故との相当因果関係が認められる場合に、追加的費用として、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。
95	福島県地域保育所協議会	除染等に係る損害	ほとんどの施設が1回は除染が済んではいるものの、今後も何年かに1回除染が必要になる。その時の費用をずっと賠償してもらえるのか。	除染については、原則として国（環境省）や市町村が除染特措法に基づき実施することとなっています。除染特措法に該当しない除染等の費用につきましては、中間指針や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えておりますが、現時点ではお支払いの可否も含め取り扱いが決まっておきませんので、引き続き検討を進めてまいります。
96	福島県飲食業生活衛生同業組合	その他	天災から東電の初期対応の失敗により一変し、人災になってしまった。そのため、2年過ぎた今も風評被害等により、3.11以前の営業状況に戻らない。この重大な責任に対して、どう対応するのか。	<p>弊社は、巨大な津波を予想することが困難であったという理由で、本件事故の原因を天災として片づけてはならず、人智を尽くした事前の備えによって防ぐべき事故を防げなかったという結果を、真摯に受け入れることが必要と考えております。</p> <p>また、「福島県民の皆さまの苦しみを忘れずに共に再生するためには、地元に着目して責任を全うし地域振興に貢献していく」との基本的考えに基づき、本年1月に福島復興本社を設立いたしました。これに伴い、賠償対応組織を本店から福島本部の所属にすることや、現地での事実認定権限を強化することなどにより、迅速な対応、個別事情の反映や証憑収集の効率化など、被害を受けられた方々の要望へきめ細やかに対応できるよう取り組んでまいります。</p> <p>その上で、弊社は、本件事故発生時点で福島県内で事業を営まれていた方々に対し、避難指示や風評被害等により、現実に損害が生じた場合において、その減収分を合理的な範囲で賠償させていただいておりますが、個別のご事情をお伺いし適切に対応させていただきたく存じます。</p>

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
97	福島県食品衛生協会	検査費用 (物)	<p>当会は、これまで県内会員の放射性物質検査を受け付けてきた。これに関し、その検査費用を当協会が代理請求することで、被害者である県内会員の請求に関わるさまざまな負担が軽減され、また、東京電力においても、当会の資料に基づき確実かつ迅速な支払いが可能となると考える。</p> <p>この問題については、日本食品衛生協会を通じて東京電力本店福島原子力補償相談室と協議しているところだが、検査費用という限定された賠償であることから、迅速な対応が望まれるが、現在どのように考えているのか。</p>	<p>本件事故と相当因果関係が認められる検査費用につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただいておりますので、個別の内容につきましては、個別のご事情をよくお伺いし、別途お答えさせていただきたいと考えております。</p>

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
98	福島県牛乳協会	検査費用 (物)	<p>福島県内乳業者は、原発事故に伴う牛乳等の風評被害に立ち向かうため、(社)福島県牛乳協会を中心に、検査業務を会員企業に業務委託する「放射性物質自主検査事業」を構築し、平成24年6月から会員企業の牛乳・乳製品の自主検査を実施している。この自主検査事業のスキームは、東京電力㈱の福島事務所担当者との打ち合わせの下、東電本店との協議も踏まえ構築したものであり、検査費用に係る第1回損害賠償請求(平成24年6月～8月実施分)については賠償金の支払いも済んでおり、現在、平成25年3月分の検査を実施しているところである。</p> <p>しかし、今般、第2回請求(平成24年9月～11月)に関して、検査業務を受託する会員企業(東北協同乳業㈱)の検査料請求に対して、支払ができないとの回答があった。</p> <p>この自主検査事業は、前述したとおり、東電福島事務所及び東電本店との協議の下でスタートしたものであって、検査に要するゲルマニウム半導体検査器も乳業者が準備するなど大きな負担を抱えているものである。これまでの協議内容を一方的に反故にする今回の検査費用支払い拒否は納得できない。東京電力は、原発事故被害者である乳業者との信頼関係まで踏みこじらざるつもりなのか。</p>	<p>本件事故と相当因果関係が認められる検査費用につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただいておりますので、これまでの協議内容を確認させていただき、今後の進め方を含めて、改めて個別にご連絡させていただきたいと存じます。</p>
99	福島県牛乳協会	検査費用 (物)	<p>前述の「放射性物質自主検査事業」において、牛乳の製造過程で使用する地下水(井戸水)の検査費用について、損害賠償の対象にならない旨、回答があった。損害賠償の対象とならない理由も「上司の判断」とのことであるが、第1回請求(平成24年6月～8月実施分)では賠償対象として認めたものを、担当者(上司)の判断で一変してしまっている。</p> <p>牛乳工場では器械等の洗浄に水(地下水)を使っており、その安全性を確認しなければ、商品である牛乳・乳製品の安全性も確保できないので、地下水(井戸水)の検査費用も損害賠償の対象とすべきである。賠償の対象とならない場合は、その理由を明示すべきである。</p>	<p>本件事故と相当因果関係が認められる検査費用につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきますので、これまでの協議内容を確認させていただき、今後の進め方を含めて、改めて個別にご連絡させていただきたいと存じます。</p>

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
100	日本水道協会福島県支部	営業損害	原子力発電所事故により、避難指示を受けた（浪江町・双葉町・飯館村）住民が入居する応急仮設住宅建設に伴う、給水工事に係る水道加入金と手数料（審査手数料及びしゅん工検査手数料）について免除したが、原子力発電所事故による仮設住宅であるので、東京電力が賠償すべきである。	本件事故により支出を余儀なくされた費用については個別にご事情をお伺いしたうえで必要かつ合理的な範囲で賠償の対象とさせていただきたいと考えておりますが、水道事業者さまが支援の一環として実施された加入金等の免除につきましては、本件事故との相当因果関係を確認することが困難であることから、賠償の対象とすることは難しいと考えております。
101	日本水道協会福島県支部	営業損害	警戒区域内でインフラ復旧に係る水道修繕工事を実施した際、放射線防護対策に係る請負業者の割増賃金や装備品費、監督員の特殊勤務手当などについては、追加費用分として賠償すべきではないか。	警戒区域内の地方公共団体さまでご対応いただいている内容につきましては、個別のご事情などをお伺いし、必要かつ合理的な範囲で賠償の対応をさせていただきたいと考えております。
102	日本水道協会福島県支部	営業損害	原子力発電所事故により、避難指示を受けた（浪江町・双葉町・飯館村）住民が入居する応急仮設住宅の凍結破損事故防止のため、水抜き栓操作など冬期間の凍結対策について説明会を開催したところ、就業時間内及び時間外の勤務が発生したことから、人件費を賠償すべきである。	本件事故により支出を余儀なくされた費用については個別にご事情をお伺いしたうえで必要かつ合理的な範囲で賠償の対象とさせていただきたいと考えておりますが、水道事業者さまがご契約者さまに対して実施されたサービスに係る費用につきましては、本件事故との相当因果関係を確認することが困難であることから、賠償の対象とすることは難しいと考えております。
103	日本水道協会福島県支部	検査費用（物）	ゲルマニウム半導体検出器に関する消耗品（窒素ダリック（液体窒素）等）については、水道水等のモニタリング検査を行う上で、必要不可欠なものであるが、第一回賠償請求時において、当該検出器購入時に付属して必要な消耗品、いわゆる初回購入分の消耗品のみが賠償対象とされた。しかし、モニタリング検査を継続する必要がある現況においては、2回目以降の消耗品購入費用及び検出器の保守点検費用についても賠償すべきではないか。	賠償対象となりうるのは、実際に生じた損害に対して、本件事故との相当因果関係が認められる必要かつ合理的な部分となります。よって資産価値を持つ物の購入は、ご請求者さまが資産価値を取得しており損害の発生が認められないので、賠償の対象外となります。 しかしながら、放射線測定機器につきましては、将来に確実に生じうる賠償対象となる検査費用を代替するものとして認められる場合は、将来に生じる損害（検査費用）に対する賠償金として購入費用を賠償対象とさせていただいております。放射線測定機器の購入費を検査費用相当額として賠償金をお支払いした場合には、維持管理費用につきましては賠償対象外とさせていただきます。
104	日本水道協会福島県支部	検査費用（物）	ゲルマニウム半導体検出器設置に伴う建物の改修費用については、モニタリング検査に必要な当該検出器の設置に付随する費用であることから、賠償すべきではないか。	検査費用に係る賠償につきましては、個別のご事情などをお伺いし、必要かつ合理的な範囲で賠償の対応をさせていただきたいと考えております。

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
105	日本水道協会福島県支部	検査費用 (物)	水道水モニタリング検査業務に係る人件費については、通常の勤務時間内であるか時間外であるかを問わず、作業に要した時間全てについて、賠償すべきではないか。また、併せて空間線量測定に係る人件費や浄水発生土の放射能検査及び管理に伴う人件費についても賠償すべきではないか。さらに、正職員が行っていた業務を外部に委託した場合、委託費用については全額賠償すべきではないか。	職員対応費につきましては、本件事故に関する法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき実施を余儀なくされた業務を実施されたことにより、追加的な負担が発生し、その事実（業務の実施、損害の発生）とその関係（業務の実施により損害が発生したこと）を通常業務と切り分けてご証明いただける場合に、必要かつ合理的な範囲が、賠償金のお支払い対象となると考えております。 引き続き、個別にご事情をお伺いし適切に対応してまいりたいと考えております。
106	日本水道協会福島県支部	営業損害 風評被害	風評被害による水道使用量の減少など、原子力損害が水道事業に与える影響や、水道事業の特性、また水道事業者が提供するサービスの性質について、東京電力はどのように考えているのか。	水道事業につきましては、水道水の利用目的は飲用に限らず生活用水等としても使用されていると認識しておりますが、ご提供されるサービスの性質上、本件事故による消費者等の買い控え等の影響が飲用等の摂取に限定されると考えております。 そのため、本件事故と相当因果関係が認められる減収分を確認することが困難であると考えておりますが、間接被害の状況なども含め引き続き損害の発生状況等につきまして個別にご事情をお伺いし適切に対応してまいりたいと考えております。
107	日本水道協会福島県支部	営業損害 風評被害	消費者（利用者）によるサービスの利用影響は飲用等に限定されると想定されることから賠償金の対象とならないとのことであるが、風評被害による利用控えは、飲用も含め水道水の使用全体に及ぶものである。消費者（利用者）によるサービスの利用影響が飲用等に限定される理由は何か。	水道事業の提供するサービスの性質のうち飲用等については、政府指示により乳児に対する摂取制限が出されておりましたが、当該使用量の減少分を明確に区分することは困難であると考えております。 また、水道事業の提供するサービスの性質のうち飲用等以外のものについては、消費者等による買い控えや取引停止等が想定されないことから本件事故と相当因果関係が認められる減収は生じていないと考えておりますが、間接被害の状況なども含め引き続きご事情をお伺いし適切に対応してまいりたいと考えております。

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
108	日本水道協会福島県支部	営業損害 風評被害	<p>自主的避難等対象区域において、自主的避難等による消費者（利用者）及び観光業における消費者（利用者）の減少、製造業における取引停止、買い控え、プール使用制限に伴い水道水の使用水量の減、収入の減が生じている。また、原発事故の影響（風評被害を含む。）により復旧が遅延したことに伴う逸失利益も発生しており、中間指針（平成23年8月5日付）第8いわゆる間接被害、第7いわゆる風評被害において、水道料金等減収分の賠償をすべきではないか。</p> <p>また、事故との相当因果関係が不十分として賠償金の支払い対象外であるとされた場合、例えば学校プールの利用控えについては、学校長等から原発事故の関係でプールを利用しなかったとの文書が提出された場合、賠償の対象となるのか。</p>	<p>水道事業につきましては、水道水の利用目的は飲用に限らず生活用水等としても使用されていると認識しておりますが、ご提供されるサービスの性質上、本件事故による消費者等の買い控え等の影響が飲用等の摂取に限定されると考えております。</p> <p>そのため、本件事故と相当因果関係が認められる減収分を確認することが困難であると考えておりますが、間接被害の状況なども含め引き続き損害の発生状況等につきまして個別にご事情をお伺いし適切に対応してまいりたいと考えております。</p>

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
109	日本水道協会福島県支部	風評被害	地方公共団体におけるサービス業の風評被害の賠償を認めているにもかかわらず、水道事業の風評被害を認めない理由は何か。	水道事業につきましては、水道水の利用目的は飲用に限らず生活用水等としても使用されていると認識しておりますが、ご提供されるサービスの性質上、本件事故による消費者等の買い控え等の影響が飲用等の摂取に限定されると考えております。 そのため、本件事故と相当因果関係が認められる減収分を確認することが困難であると考えておりますが、間接被害の状況なども含め引き続き損害の発生状況等につきまして個別にご事情をお伺い適切に対応してまいりたいと考えております。
110	日本水道協会福島県支部	風評被害	水道事業、簡易水道事業の風評被害に係る営業損害について「提供するサービスの性質上、消費者等によるサービスの利用控え等の影響は飲用等に限定されることが想定され、弊社事故と相当因果関係が認められる減収については、ご証明いただくことが困難であると考えております。」とあるが、飲用だけでなく学校関係でプールを使わなくなったことや風評による工場等の減産に伴う使用水量の減少についてどのように考えるか。 そのほか、放射線の影響を危惧し転出した場合、給水人口（＝給水収益）の減少等についてはどうか。 減収自体は明らかであり、その中には、東電の事故に大きな影響を受けていると思われるものが多数存在するため、減収分について具体的な証明が困難な部分があったとしても賠償の責任はあるのではないか。	水道事業につきましては、水道水の利用目的は飲用に限らず生活用水等としても使用されていると認識しておりますが、ご提供されるサービスの性質上、本件事故による消費者等の買い控え等の影響が飲用等の摂取に限定されると考えております。 そのため、本件事故と相当因果関係が認められる減収分を確認することが困難であると考えておりますが、間接被害の状況なども含め、引き続き損害の発生状況等につきまして個別にご事情をお伺い適切に対応してまいりたいと考えております。
111	日本水道協会福島県支部	東京電力の対応	損害賠償請求をするに至った費用は、原子力発電所の事故がなければ発生しなかった費用であり、政府指示等を根拠とする追加的費用ばかりではない。市民が求めるのは、市民の不安感に速やかに対応する行政等の自主性であり、原子力損害賠償紛争審査会が策定した「中間指針」だけを判断基準とせず、自主的に行った当該費用についても賠償すべきではないか。	費用をご負担された経緯やその費用の内容等の具体的なご事情をお伺いし、紛争審査会による中間指針等を踏まえ、本件事故と相当因果関係が認められる損害につきまして、適切に対応させていただきます。
112	日本水道協会福島県支部	東京電力の対応	東京電力株式会社の賠償に係る考え方は、原子力災害への対応は、事前に策定された地域防災計画等にもとづいて実施される業務であるため、賠償対象外とするというものである。 しかし、福島県地域防災計画（原子力災害対策編）においては範囲外とされていても多大なる被害を被った自治体もあり、原子力発電所事故により発生した被害については、すべて賠償すべきではないか。	費用をご負担された経緯やその費用の内容等の具体的なご事情をお伺いし、紛争審査会による中間指針等を踏まえ、本件事故と相当因果関係が認められる損害につきまして、適切に対応させていただきます。

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
113	日本水道協会福島県支部	東京電力の対応	<p>広報費用は水道事業を遂行する上で、行われるべき行政サービスであるため賠償の対象外であるとされた。</p> <p>水道法第24条の2の規定で水道事業に課せられる説明責任として「住民に対し、水質検査の結果やその他水道事業に関する情報を提供しなければならない」とされているものの、水道法に基づく水質基準項目にもない放射性物質の検査であることなどを考えると、放射能に対する不安払拭を目的として市民に行った広報費用についても、損害賠償の対象とすべきではないか。</p>	<p>広報費用につきましては、水道事業を遂行する上で行われるべき行政サービスであり、通常業務と本件事故対応業務との切り分けは困難であると考えております。</p>
114	日本水道協会福島県支部	東京電力の対応	<p>25年度以降も汚泥の仮置き場の整備、汚泥搬出など多額の費用が発生する業務が予想されるが、賠償されるかどうか不透明では業務実施に不安が残る。賠償の予定や考え方を求める。</p>	<p>平成24年4月以降のお取扱いにつきましては、十分な検討を重ねたのちに、改めてご案内させていただく予定ですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
115	日本水道協会福島県支部	東京電力の対応	<p>平成24年4月分以降の請求時期を早急に示すべきではないか。</p>	<p>平成24年4月以降のお取扱いにつきましては、いただいたご要望を踏まえ、できるだけ早期にご案内させていただく予定ですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
116	日本水道協会福島県支部	東京電力の対応	<p>「賠償金ご請求書記入方法等のご案内<水道・工業用水道事業用>P.2 対象となる追加費用の考え方」において、臨時職員の給与については賠償の対象となっているが、正規職員の就業時間内の給与等については「追加的な費用を余儀なくされたことを証明することが困難なため」という理由により賠償の対象外であるとの見解だが、証明することが困難であるとの見解に至った理由は。</p>	<p>職員対応費につきましては、本件事故に関する法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき実施を余儀なくされた業務を実施されたことにより、追加的な負担が発生し、その事実（業務の実施、損害の発生）とその関係（業務の実施により損害が発生したこと）を通常業務と切り分けてご証明いただける場合に、必要かつ合理的な範囲が、賠償金のお支払い対象となると考えております。</p> <p>引き続き、個別にご事情をお伺いし適切に対応してまいります。</p>
117	日本水道協会福島県支部	東京電力の対応	<p>「賠償金ご請求書記入方法等のご案内<水道・工業用水道事業用>P.2 対象となる追加費用の考え方」において、正規職員であっても賠償対象業務を行うために要した時間相当分の賃金については、その業務執行のための追加的負担に該当し、通常業務と切り分けて証明することにより賠償対象とすべきではないか。</p>	<p>職員対応費につきましては、本件事故に関する法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき実施を余儀なくされた業務を実施されたことにより、追加的な負担が発生し、その事実（業務の実施、損害の発生）とその関係（業務の実施により損害が発生したこと）を通常業務と切り分けてご証明いただける場合に、必要かつ合理的な範囲が、賠償金のお支払い対象となると考えております。</p> <p>引き続き、個別にご事情をお伺いし適切に対応してまいります。</p>

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
118	日本水道協会福島県支部	東京電力の対応	「賠償金ご請求書記入方法等のご案内<水道・工業用水道事業用>P.2 対象となる追加費用の考え方」において、臨時職員給与に伴う社会保険料については、請求額から控除すると示されているが、本来原発事故に伴い雇用することとなった臨時職員であることから、給与もそれに伴う社会保険料も原発事故に起因することから、当然賠償とすべきではないか。	社会保険料は、本件事故への対応に対して支出されるものではなく、年金資産への拠出や社会福祉を目的として支出されるものであるため、本件事故に対する追加的な負担ではないと考えております。
119	日本水道協会福島県支部	東京電力の対応	「賠償金ご請求書記入方法等のご案内<水道・工業用水道事業用>P.2 対象となる追加費用の考え方」において、賠償請求対象については、原発事故に起因して発生したと客観的に判断できるものであれば原則として請求可能で、その上で証明ができるもの、できないものの振り分けをすべき。請求の案内の支払い対象について、この原則を強調し、現在の不適切と思われる例示を改めるべきである。	職員対応費につきましては、本件事故に関する法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき実施を余儀なくされた業務を実施されたことにより、追加的な負担が発生し、その事実（業務の実施、損害の発生）とその関係（業務の実施により損害が発生したこと）を通常業務と切り分けてご証明いただける場合に、必要かつ合理的な範囲が、賠償金のお支払い対象となると考えております。 引き続き、個別にご事情をお伺いし適切に対応してまいります。
120	日本水道協会福島県支部	東京電力の対応	中間指針にあるように民間事業者と同様の立場で行う地方公営企業の損害賠償については、個人又は私企業と同様の基準により賠償を行っているのか。	民間事業者さまと同様のお立場で行う地方公営企業さまの賠償につきましては、個人事業主さまならびに法人さまと同様の基準により適切に対応させていただきます。

4 土木建設業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
121	福島県建設業協会	風評被害	<p>原発事故に起因する資材等の利用により汚染された建築物等の除染不可能な構造物の賠償等について、東電は、国の「賠償指針」に示されていないとするが、本件は一種の風評被害でもある。</p> <p>指針の中の一般的風評被害取扱い基準に示されている様に「本件事件と相当因果関係あれば賠償の対象」となるものと理解するがいかがか。個別具体的な一定の項目を盛り込むことは無理と考えられる。</p>	<p>弊社は、放射線の影響が懸念される砕石を使用して建設された施設に関する経済的損失につきまして、個別のご事情をお伺いし、本件事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、原子力損害賠償法に基づき適切に対応してまいります。</p>
122	福島県建設業協会	除染等に係る損害	<p>市の除染実施計画に基づき現在除染作業が進められているが、除染不可能な構造物の対応について、市民の中からは問題の建物が残されていることに危惧の念を抱き、撤去・除染についての「嘆願書」が出されている。</p> <p>しかし、東電側（相談所）と施主の相談においては誠意ある回答が得られてない現状にあり困惑している。東電社長の見解を聞きたい。</p>	<p>弊社は、放射線の影響が懸念される砕石を使用して建設された施設に関しましては、居室空間等の線量測定を行った上で、国際放射線防護委員会（ICRP）・政府等から出されている放射線の健康への影響に関する見識と併せて丁寧にご説明させていただき、遮蔽等の対策につきましてご提案させていただく等、居住されている方々のご不安の払拭に努めております。</p> <p>また、当該施設に関する経済的損失につきましては、個別のご事情をお伺いし、本件事故と相当因果関係が認められる損害につきまして、原子力損害賠償法に基づき適切に対応してまいります。</p>
123	福島県総合設備協会	精神的損害	<p>経営者の精神的損害は、社員の生活や先の見えない中での会社の経営と一個人の精神的損害とは比べようもない。</p> <p>被災地域の復興はこれらの人達の方にかかっていると云えるが、特別な精神的損害を上積みすべきと考えるがどうか。</p>	<p>弊社といたしましては、中間指針等を踏まえ、精神的損害に係る賠償については、避難を余儀なくされた個人の方々を対象としてお支払いさせていただいております。法人さま、個人事業主さまに対しても、本件事故により大変なご苦労等をお掛けしていることは認識しておりますが、営業損害等に係る賠償について、しっかりと対応させていただきたいと考えております。</p>

4 土木建設業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
124	福島県総合設備協会	営業損害	<p>顧客及び商圈（双葉郡）が消滅してしまった。元に戻るまで営業損害を賠償すべきであるがどうか。</p> <p>社員（有資格者・熟練技術者）が、放射能の恐怖から退職してしまった。長年かけて築きあげてきた有形・無形の財物の賠償はどのようにするのか。</p>	<p>本件事故と相当因果関係が認められる損害が発生した際には、個別にご事情をよくお伺いした上で適切に賠償させていただきます。なお賠償期間（終期）につきましては、紛争審査会における今後の審議等を踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えております。</p> <p>償却資産等の「有形資産」につきましては、本件事故発生時点での帳簿価額を踏まえた時価相当額を賠償することを基本とさせていただいております。帰還困難区域に所有されており持ち出されていない償却資産については、本件事故発生時点での帳簿価額を踏まえた時価相当額を賠償させていただきます。居住制限区域および避難指示準備解除区域に所有されており持ち出されていない償却資産については、本件事故発生時点から避難解除までの期間に応じた経年による価値の減少額、または、避難等に伴う管理不能により失われた価値を原状回復するための費用相当額を賠償させていただきます。</p> <p>一方、「無形財産」につきましては、営業権等を有することにより見込まれる収益を資産として認識しているものであり、本件事故と相当因果関係がある減収分が認められる場合に、営業損害として賠償させていただいております。</p> <p>なお、人材の流出に伴う損害については、個別に事情をよくお伺いした上で、本件事故と相当因果関係が認められる損害について適切に対応させていただきます。</p>

4 土木建設業関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
125	福島県総合設備協会	財物価値の喪失又は減少等	<p>放射能汚染や管理不能により損失した機材は、再調達価格で賠償すべきである。</p> <p>警戒区域となり管理ができないため、盗難にあった機材の賠償をすべきである。</p> <p>管理不能による家屋の財物賠償は認められて、同じ管理不可能での盗難は何故認められないのか。</p>	<p>避難指示区域に所有されており持ち出しされていない償却資産に係る賠償につきましては、帰還困難区域については本件事故発生時点の帳簿価額を踏まえた時価相当額を賠償させていただきます。居住制限区域および避難指示解除準備区域については本件事故発生時点の帳簿価額を踏まえた時価相当額から避難解除までの期間に応じた経年による価値の減少額、または避難等に伴う管理不能により失われた価値を原状回復するための費用相当額を賠償させていただきます。</p> <p>この考え方は、中間指針および中間指針第二次追補、平成24年7月20日に公表された政府の方針を踏まえたものであり、さらに弊社として帳簿価額に償却資産係数（耐用年数満了時の残存価額を取得価額の20%まで引き上げる等）を乗じること、少しでも再取得価額に近づくよう努めており、多くの方が利用価値を考慮した本件事故発生直前の価値相当額を算出できると考えております。</p> <p>なお、警戒区域等において避難している間に窃盗にあった場合のご被害については、原則的には窃盗犯が責めを負うべきものと考えております。</p>

5 労働関係				
No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
126	福島県労働組合総連合	精神的損害	県内全域で放射線による不安にさらされている。すべての県民の精神的損害を賠償の対象にすべきではないか。	弊社では、避難等対象区域の方に対する賠償に加えて、自主的避難等に関する賠償につきましては、原子力発電所からの距離・避難等対象区域との近接性・政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報・自主的避難の状況の要素等を総合的に勘案し、中間指針第一次追補に示された範囲を超えて賠償をさせていただいております。
127	福島県労働組合総連合	精神的損害	放射線量の問題などから戻らない住民も多い。旧緊急時避難準備区域の賠償の打ち切りをやめ、継続すべきではないか。	旧緊急時避難準備区域における精神的損害への賠償につきましては、紛争審査会による中間指針第二次追補を踏まえ、原則として平成24年8月末までとさせていただいておりますが、当該期間経過後の医療・福祉体制、インフラの復旧状況や学校の再開状況等を考慮し、平成24年9月1日から平成25年3月31日までの通院交通費等の増加分としてお一人さまあたり20万円の賠償金をお支払いさせていただいておりますとともに、平成24年9月1日時点において中学生以下の方および高等学校に在学していた方に対し、平成24年9月1日から平成25年3月31日までの精神的損害に係る賠償として、お一人さまあたり月額5万円をお支払いさせていただいております。
128	福島県労働組合総連合	東京電力の対応	東京電力が損害賠償に誠実に対応しない根底には原発事故に対する認識の誤りがある。「原発事故は人災である」と認めるべきではないか。	巨大な津波を予想することが困難であったという理由で、今回の事故の原因を天災として片づけはならず、人智を尽くした事前の備えによって防ぐべき事故を防げなかったという結果を、真摯に受け入れることが必要と考えております。弊社はこれらの反省を踏まえて、従来の安全対策に対する過信と驕りを一掃して、弊社の組織内にあった問題を明らかにし、安全への取り組みを根底から改革いたします。

5 労働関係				
No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
129	福島県建設労働組合連合会	精神的損害	住民票を県外に移した大学生が、原発事故当時春休みのため帰郷し被ばくした人は賠償の対象にすること。福島県内避難区域外の精神的損害を18歳以上の住民に対して毎月8万円を継続すること。	<p>避難等対象区域の方の精神的損害に対する賠償および自主的避難等に関する賠償につきましては、中間指針等を踏まえ、本件事故時点で当該区域内に生活の本拠があった方を賠償の対象とさせていただいており、実家に帰省し一時的に対象区域に滞在された場合は対象外とさせていただいております。</p> <p>弊社といたしまして、中間指針第二次追補を踏まえ、自主的避難等に係る損害における一律一定の賠償につきましては、平成24年8月末までとさせていただきます。</p>
130	福島県建設労働組合連合会	その他	営業損害等での賠償金について所得税を非課税にすること。	<p>弊社をご請求者さまにお支払いする賠償金への課税措置につきましては、国等において決定されるものと承知しておりますので、弊社は課税に関して要望する立場にないと考えますが、いただいたご意見は関係機関へお伝えいたします。</p>
131	福島県建設労働組合連合会	除染等による損害	放射性物質汚染対処特措法（8月30日公布・施行）以前の除染費用については東京電力で賠償すること。 屋内立木の幹回り10センチ以上の伐採費用を東電が賠償すること。	<p>除染については、原則として国（環境省）や市町村が除染特措法に基づき実施することとなっています。除染特措法に該当しない除染等の費用につきましては、中間指針や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えておりますが、現時点ではお支払いの可否も含め取り扱いが決まっておりませんので、引き続き検討を進めてまいります。</p>

6 交通運輸関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
132	福島県自動車会議所	営業損害	<p>自動車関連事業においては、洗車作業に伴い発生する汚泥の処理を従来は回収業者に依頼していたが、汚染の問題から回収が停止され、やむを得ず事業場内に保管している状態が続いている。</p> <p>原発事故から2年を経過しても状況は変わらず、保管場所の増大は営業スペースを圧迫し、従業員の精神的負担となっており、保管容器の購入経費と相まって事業経営を阻害している。</p> <p>原発事故以前の事業運営環境が回復されない現況に対しての賠償をどのように考えているか。</p>	<p>除染特措法・政府指示または取引先からの要請や取引拒否により負担を余儀なくされた汚泥の保管費用等については、ご事情をお伺いし本件事故と相当因果関係が認められる損害は必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。</p>
133	福島県自動車整備振興会	東京電力の対応 営業損害	<p>自動車業界の洗車場等から発生した汚泥は、従前から回収を依頼していた回収業者が回収を自主規制した結果、それぞれの事業場で累積しておりその保管に困窮している。</p> <p>限りある敷地内にやむを得ず保管しているが、これらの占めるスペースが本来の事業運営に支障をきたす上、2年にもわたる長期間使用できないことへの賠償対象に認められないことは納得できない。</p> <p>8,000ベクレル以下であれば、回収業者が回収すべきであるが、回収業者がリスク回避として自主規制したため、保管の長期化による線量増加と堆積汚泥が限界に達し、これらの保管容器の購入（賠償）も明らかになっていない。（また、来客はもとより、洗車場の汚泥保管に携わる従業員の健康被害が懸念される。）</p> <p>これらのことについて、どのように賠償するのか。</p>	<p>除染特措法・政府指示または取引先からの要請や取引拒否により負担を余儀なくされた汚泥の保管費用等については、ご事情をお伺いし本件事故と相当因果関係が認められる損害は必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。</p>
134	福島県バス事業者促進協力会	自主的避難等に係る損害	<p>放射線の空間線量がなかなか低くならないのは中通り（福島市・郡山市）であり、この地域から自主避難している方にもっと賠償できないか。</p>	<p>自主的避難等に関する賠償につきましては、原子力発電所からの距離・避難等対象区域との近接性・政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報・自主的避難の状況の要素等を総合的に勘案し、中間指針追補に示された範囲を超えて賠償させていただいております。また中間指針第二次追補等をふまえ、平成24年8月末までの自主的避難等に関する賠償を実施させていただいております。これ以降については、個別のご事情に応じてお取り扱いを判断させていただきます。</p>

6 交通運輸関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
135	福島県バス事業者 促進協会の	風評被害	原子力災害や風評被害への対応のため、運転資金の借入に奔走するなど大変な苦勞をした。そのような苦勞に対しての慰謝料等の賠償がなされるべきと思うが、どう考えるか。	弊社といたしましては、中間指針等を踏まえ、精神的損害に係る賠償については、避難を余儀なくされた個人の方々を対象としてお支払いさせていただいております。法人さま、個人事業主さまに対しても、本件事故により大変なご苦勞等をお掛けしていることは認識しておりますが、営業損害等に係る賠償について、しっかりと対応させていただきたいと考えております。
136	東北索道協会福島 地区部会	風評被害	風評被害による売上減に対する営業損害については、売上が震災前を超えない場合には、継続的に続くものとして判断してよいのか。当然福島県内でも原発に近い地域やスキー場の集客地域により、集客の戻りに違いが出てくるものであり、索道協会としては、スキー場への賠償金支払いに関して、スキー場個々の事情に合わせて最後まで賠償すべき。	弊社としましては、本件事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、賠償の対象と認識しており、被害が継続される限り適切に対応させていただきますが、賠償期間（終期）につきましては、紛争審査会における今後の審議等を踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えております。

7 教育・文化関係

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
137	福島県私学団体総 連合会	除染等に係る 損害	除染費用等に係る賠償が未だに支払われていない中で、私立の幼稚園、小・中・高等学校では、未来を担う園児・児童・生徒の健康面での安全・安心を確保し、かつ、保護者等の不安を払拭するためには、一度の除染だけでは学校（園）敷地を以前の状況に戻すことが不可能であることから、二度、三度と除染を行わざるを得ない状況に立たされている。この厳しい現状を重く受けとめていただき、除染の賠償についてどのように考えているのか明確にすべき。	除染については、原則として国（環境省）や市町村が除染特措法に基づき実施することとなっています。除染特措法に該当しない除染等の費用につきましては、中間指針や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えておりますが、現時点ではお支払いの可否も含め取り扱いが決まっておきませんので、引き続き検討を進めてまいります。

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
138	福島県	指針	「指針」は賠償範囲の最小限の基準であるが、これを踏まえ具体的にどのような方針で対応しているのか。	<p>弊社は、現在、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、中間指針等を踏まえ、被害を受けられた皆さまへの迅速かつ公正な賠償金のお支払いに取り組んでおります。</p> <p>本件事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、賠償の対象と認識しており、中間指針等に明示されていない損害項目も含め、引き続き、被害を受けられた方々に対しまして親身・親切的な賠償に取り組んでまいります。</p>
139	福島県	賠償期間	原子力発電所事故による被害が完全になくなるまで、賠償は当然に継続されるべきであるが、被害者の生活や事業の再建など長期的な視点を踏まえた十分な賠償期間の確保が必要であると認識していることか。	<p>弊社としましては、本件事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、賠償の対象と認識しており、被害が継続される限り適切に対応させていただきますが、賠償期間（終期）につきましては、紛争審査会における今後の審議等を踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えております。</p>
140	福島県	賠償期間	賠償期間（終期）について、国（原子力損害賠償紛争審査会）により具体的、明確な基準が必要であると考えているか。	<p>弊社としましては、本件事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、賠償の対象と認識しており、被害が継続される限り適切に対応させていただきますが、賠償期間（終期）につきましては、紛争審査会における今後の審議等を踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えております。</p>

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
141	福島県	和解結果等の適用等	<p>総合特別事業計画において、「和解結果を他の請求案件に適切に反映していく」としているが、具体的にいつからどのように取り組むのか。（具体的な取組方針、経過等を公表するとともに、東京電力で把握している同様の被害者に請求を求めることなく他の和解結果を反映し、賠償金を支払うべき。）</p>	<p>原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介実例につきましては、個別具体的なご事情をお伺いし合意させていただいたものでございますので、賠償の方針としてそのまま適用できるものではありませんが、賠償額の算定や賠償協議等の検討に役立て、被害を受けられた多くの方々に対する迅速かつ公正な賠償に引き続き全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。</p>
142	浪江町 大熊町	和解結果等の適用等	<p>原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解事例を、個別事情であるとして、直接請求による増額に応じていないが、総括基準の増額事由は多くの被害者に該当する事由を示している。東電の直接請求によりそれら増額の請求ができない理由は何か。</p> <p>また、昨年、ADRでの和解の内容を一般の賠償請求にも反映させるとプレス発表されているが、現時点で反映されている事例があるのか。また、今後どのような内容を反映する予定でいるのか具体的に回答を求め。</p>	<p>原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介実例につきましては、個別具体的なご事情をお伺いし合意させていただいたものでございますので、賠償の方針としてそのまま適用できるものではありませんが、賠償額の算定や賠償協議等の検討に役立て、被害を受けられた多くの方々に対する迅速かつ公正な賠償に引き続き全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。</p>
143	伊達市 桑折町	和解結果等の適用等	<p>個人が行った除染費用等、ADRへの申し立てにより賠償されている事例について、東京電力は、これらを基準として積極的に賠償請求に応ずるべきと考えるが、どのように考えているのか。</p>	<p>除染については、原則として国（環境省）や市町村が除染特措法に基づき実施することとなっています。除染特措法に該当しない除染等の費用につきましては、中間指針や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えておりますが、現時点ではお支払いの可否も含め取り扱いが決まっておりませんので、引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>また、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介実例につきましては、個別具体的なご事情をお伺いし合意させていただいたものでございますので、賠償の方針としてそのまま適用できるものではありませんが、賠償額の算定や賠償協議等の検討に役立て、被害を受けられた多くの方々に対する迅速かつ公正な賠償に引き続き全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。</p>

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
144	福島県	福島復興本社	「福島復興本社」の設立により、審査事務の迅速化、賠償範囲の見直しがなされたのか具体的に示すこと（本県の実情や被害者の意向を把握した賠償を行った具体的な取組みは何か。）。	<p>福島復興本社設立に際しては、現地での事実確認権限を強化いたしましたことにより、個別事情の反映や証憑収集の効率化など、現地における被害を受けられた方々のニーズにきめ細かく対応するとともに、弊社関係部署間の連携強化に取り組んでおります。また、具体的な賠償の取り組みとして主なものは次の通りになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧緊急時避難準備区域における精神的損害の賠償では、昨夏にお知らせした際は、中学生以下の方を対象に、平成24年9月から25年3月までの期間をお支払いさせていただくこととしておりましたが、住民の皆さまからいただいたご要請を真摯に受け止め、18歳以下の高等学校に在学されていた方についても、通学先の学校の状況等に鑑み、賠償の対象とさせていただくことといたしました。 ・財物賠償の金額算定にあたっては、昨年の賠償基準公表以降も、住民の皆さまからいただいた数多くのご要請を真摯に受け止め、可能な限り被害を受けられた方々に寄り添った賠償を行えるよう検討・準備を進めてまいりました。例えば、建物の賠償額算定に用いる係数を見直した結果、「定型評価」で算定する一般的な木造住宅の時価相当額は平均的に2割程度の上積みとなっています。

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
145	福島県	福島復興本社	「指針」や「東京電力による賠償基準」に直接あてはまらない個別具体的な事情による損害への対応は、「福島復興本社」の設立後、具体的にどう変わったのか。賠償した具体的な事例は何か。	<p>福島復興本社設立に際しては、現地での事実確認権限を強化いたしましたことにより、個別事情の反映や証憑収集の効率化など、現地における被害を受けられた方々のニーズにきめ細かく対応するとともに、弊社関係部署間の連携強化に取り組んでおります。</p> <p>＜現地社員の事実認定強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで本店（東京）に証憑をお送り頂き、確認の上、必要に応じて電話等でさらに追加の証憑類をお送りいただくというようなプロセスもございましたが、現地社員においてご請求者さまとの間で現物を前に直接確認しスピーディーな対応ができるように努めております。 ・本年3月29日に開始した財物賠償も含めまして、お願いしている証憑類がご用意できない方で、その代替となるものがあるという場合について、内容を確認して代替証憑として確認させていただいております。また、現地の窓口等に、請求書類の相談・提出にお越しいただいた場合、請求内容や証憑類の確認ができれば、以降の確認作業を簡便化できるように取り組んでおります。
146	福島県	避難指示区域の見直しに伴う賠償	避難指示解除後の賠償を継続する相当期間について、どう考えているのか。	<p>弊社としましては、本件事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、賠償の対象と認識しており、避難指示解除後の相当期間につきましては、紛争審査会における今後の審議等を踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えております。</p>
147	福島県	避難指示区域の見直しに伴う賠償	原子力発電所事故後6年後以降の賠償について、どう考えているのか。	<p>弊社は、紛争審査会による中間指針第二次追補および平成24年7月20日に政府の方針として公表された「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」を踏まえ、同年7月24日に公表した「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」において、各区域における標準的な避難指示解除見込み時期を踏まえた賠償の実施についてお示ししております。なお、避難指示の解除までに要する期間が長引いた場合には、具体的な避難の状況等、個別にご事情を確認させていただいたうえで、お取扱いを判断させていただきます。</p>

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
148	福島県	早期帰還・定住プラン	政府が示した「早期帰還・定住プラン」では、早期帰還者への新たな賠償を検討することとされているが、東京電力として、どのように対応していく考えなのか。また、早期帰還者への賠償は、旧緊急時避難準備区域も対象にすべきと思うが、どう考えているのか。	早期帰還・定住プランの趣旨を踏まえ、早期帰還に伴う不安や不便などにより生じる負担に対する賠償について検討させていただきます。

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
149	福島県	消滅時効への対応	「原子力損害賠償債権の消滅時効に関する弊社の考え方について」において、事故当時、避難等対象区域に居住又は事業をしていなかった被害者について、時効の完成をもって一律に賠償請求を断ることなく、個別の事情を踏まえ、消滅時効に関して「柔軟な対応」を行うとしているが、「柔軟な対応」とは具体的には何か。また、「柔軟な対応」を行うことを確約できるのであれば、特別事業計画に位置づけるべきではなかったのか。	弊社としては、被害を受けられた方々が時効によって適切な賠償を受けられなくなることは絶対にあってはならないと考えており、被害を受けられた方々が不利益を受ける事態が生じることのないよう、各々のご事情を十分に踏まえて真摯に対応していくことを平成25年2月4日に認定されました総合特別事業計画に記載しております。
150	福島県	消滅時効への対応	損害賠償債務それ自体が避難費用、精神的損害等の各損害項目によって分断されているものではなく、1個の損害賠償債務と考えているのか。また、被害者に対し請求書等を送付したことにより、東京電力が賠償対象と表明していない損害や指針に明記されていない損害についても、債務の承認に該当すると考えてよいか。	消滅時効の起算点については、被害者の方々が賠償をご請求できるようになった時点として、それぞれの損害項目について、「弊社が中間指針等に基づき賠償請求の受付をそれぞれ開始した時」と考えておりますが、弊社としては、被害者の方が時効により適切な賠償を受けられなくなることは絶対にあってはならないと考えており、仮にそれぞれの損害項目について時効が完成した場合でも、ご請求者さまの個別のご事情を踏まえ、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただきたいと思います。また、請求書やダイレクトメール等の送付により時効が中断するという考え方は、弊社が本件事故に伴う原子力損害賠償債務の存在を認識していることが前提となるため、仮払補償金をお支払いした方々（本件事故発生当時、避難等対象区域に居住し、又は同地域で事業を行っていた方々）の損害賠償債務のうち、当該請求書等に記載された範囲で適用されるものと考えております。しかしながら、これに該当しない被害者の方々についても、弊社としては、時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も、ご請求者さまの個別のご事情を踏まえ、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただきたいと思います。

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
151	福島県	消滅時効への対応	原子力発電所事故が収束していない中、「福島復興本社」の設立など福島県にしっかり根を下ろして責任を全うする上でも、また、県民に寄り添う気持ちを形にする上でも、消滅時効の援用は行わないと明確に宣言すべきだが、どう考えているのか。宣言できないのであれば理由（法的な理由を除く）は何か。どのような障害を取り除けば宣言できると考えているのか。	時効の援用をあらかじめ放棄できないとされている法的な限界が存在するなか、被害を受けられた方々のご心配を少しでも払拭できるよう、請求書やダイレクトメールの送付により時効が中断するという考え方をお示しするとともに、被害を受けられた方々に安心してご請求いただくための弊社の対応方針について、平成25年2月4日に認定されました総合特別事業計画に反映させていただいております。
152	会津若松市	消滅時効への対応	総合特別事業計画に「民法上の請求権が消滅する3年間を過ぎても賠償に応じる」方針を明記したが、「地方自治体に対しても同様である」旨を明言すべき。	弊社は、地方自治体さまに対しても事故発生から3年経ったらすぐ時効を援用するなどということは全く考えておらず、他の被害を受けられた方々と同様に可能な限り柔軟に対応させていただきたいと考えております。
153	双葉町	消滅時効への対応	時効については、民法上の時効の適用を見送るべきと考えるが、どのように考えるか。 また、仮払い請求のみで、未だに本賠償を行っていない方々への周知について、どのように考えているか。	弊社は、原子力損害賠償に関して、時効が完成した場合でも直ちに消滅時効を援用することは考えておらず、被害に遭われた方々が時効によって適切な賠償が受けられなくなることはあってはならないと考えております。 今後も、弊社本賠償手続きをご請求いただいていない被害者の方々に対し、ご請求をお願いするダイレクトメールの送付や、個別訪問や説明会を実施させていただくなど、より丁寧な情報発信を行って、円滑な賠償のお支払いに万全を期し、被害に遭われた方々が不利益を受けるような事態が生じることのないよう、真摯に対応をまいります。

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
154	浪江町	消滅時効への対応	仮払い請求を行っていない者（一度も請求を行っていない者）への対応をどうするのか。また、自治体に対して未請求者情報の提供を拒む理由は。さらに、2月4日付の時効に対する考え方で、時効の援用を行わない旨の考え方が示されたが、あくまでも考え方の表明なので、もう一步踏み込んだものできないか。	<p>これまで弊社に一度もご請求をされていらっしゃらない被害を受けられた方々につきましても、時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も、ご請求者さまの個別のご事情を踏まえ、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただきたいと考えております。弊社といたしましては、消滅時効への対応について、被害を受けられた方々が時効によって適切な賠償を受けられなくなることは絶対にあってはならないと考えており、引き続き、損害賠償の各種プレス発表において、ご請求に向けたお知らせをお出ししたり、戸別訪問や説明会等を実施させていただくなど、より丁寧な情報発信を行って、円滑な賠償のお支払いに万全を期し、被害に遭われた方々が不利益を受けるような事態が生じることのないよう、真摯に対応してまいります。</p> <p>なお、ご請求者さまの情報につきましては、個人情報保護法上の個人情報に該当することから、原則としてご提供させていただくことは困難と考えておりますが、ご協力させていただくことができる範囲について各自自治体さまとご協議させていただきたいと思っております。</p>
155	西郷村	検査費用(人)	原子力発電所事故後、県民健康調査として各調査が行われているが、この調査では健康把握が不足すると思う。村民が受けた(受ける)甲状腺検査、WBC検査、血液検査等の費用は賠償されるのか。	<p>福島県民の皆さまの健康管理につきましては、現在、福島県さまにおいて、県民の皆さまを対象として「県民健康管理調査」が実施されております。</p> <p>弊社といたしましては、この調査の中には本件事故との相当因果関係が認められる損害への対応であるものが含まれていることから、福島県さまと協議のうえ、昨年1月、「福島県民健康管理基金」に対して、250億円を拠出させていただいており、健康被害対策に充てていただけるものと伺っております。</p>

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
156	浪江町	生命・身体的 損害	災害関連死と認定された者に対する賠償金の支払いは行うのか。	本件事故により避難等を余儀なくされ、お亡くなりになられたご被害者さまならびにご遺族さまにおかれましては、心よりお悔やみ申し上げます。ご被害者さまが本件事故により避難等を余儀なくされたためにお亡くなりになられた場合につきましては、個別にご事情をお伺いしたうえで、適切に賠償させていただいております。
157	双葉町	精神的損害	精神的損害（10万円/月）にいろいろなものが含まれているとされている。先の見えない不安な避難生活が続く中で、精神的損害の増額等の見直しをすべきではないか。 また、精神的損害が増額となるケースを明らかにすべきと考えるが、どう考えるか。	弊社は、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、原子力損害賠償紛争審査会による中間指針等を踏まえて、本件事故と相当因果関係が認められる損害につきまして、賠償させていただいております。精神的損害に対する賠償につきましては、「避難の長期化に伴う『いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛』の増大等を考慮」させていただいたうえで、賠償金をお支払いさせていただいております。
158	浪江町	精神的損害	避難生活の長期化に伴う将来の見えない事の不安、及び、被爆した事の将来への不安など、現在の中間指針に示されない精神的損害についての賠償についてはどう考えるのか。	弊社は、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、原子力損害賠償紛争審査会による中間指針等を踏まえて、本件事故と相当因果関係が認められる損害につきまして、賠償させていただいております。精神的損害に対する賠償につきましては、「避難の長期化に伴う『いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛』の増大等を考慮」させていただいたうえで、賠償金をお支払いさせていただいております。

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
159	いわき市 広野町	精神的損害	本市30km圏内「旧屋内退避区域」と「旧緊急時避難準備区域」における避難指示区域解除後の賠償対象期間を公平に取り扱うべきであるが、どう考えるか。	<p>旧屋内退避区域における精神的損害の賠償につきましては、中間指針等を踏まえ、政府指示に基づく避難指示等が平成23年4月22日に解除されていることから、平成23年9月末までとさせていただきます。また、旧緊急時避難準備区域における精神的損害の賠償につきましては、中間指針等を踏まえ、平成23年9月30日に解除されていることから、原則として平成24年8月末までとさせていただきます。</p> <p>なお、精神的損害の賠償の期間については、中間指針等を踏まえ、それぞれの区域におけるインフラ復旧状況等を考慮したうえで設定させていただきます。</p>
160	国見町	生命・身体的 損害 精神的損害	現在、国見町の森江野地区においては、阿武隈川上流流域下水道県北浄化センターにおいて、放射性物質の汚染により搬出できない膨大な量の汚泥が蓄積され、悪臭をはじめとする環境悪化等や周辺住民の健康被害をもたらしている。このような身体的・精神的損害について、避難等対象者に対する損害賠償方針は中間指針において定めているが、避難等対象者以外についての損害賠償方針についても明示されたい。	<p>本件事故に伴い県北浄化センター内に汚泥を保管することにより、その臭気などで近隣住民の皆さまの日常生活にご不便とご迷惑をおかけしていること、ならびに国見町さまにご対応をいただいていることに対し深くお詫び申し上げます。</p> <p>汚泥の搬出先につきましては、弊社といたしましても、ご協力いただける受入先の情報を提供させていただくなど、その確保に向けた対応を進めさせていただいております。</p> <p>また、汚泥に関する施設費用や臭気対策に関して福島県さまがご負担された費用についてご教授いただき、適切に対応させていただきます。</p>
161	福島県	営業損害	観光業、製造業、サービス業等の風評被害の賠償の終期についてどのように考えているのか。	<p>弊社としましては、本件事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、賠償の対象と認識しており、被害が継続される限り適切に対応させていただきますが、賠償期間（終期）につきましては、紛争審査会における今後の審議等を踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えております。</p>

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
162	二本松市	営業損害	<p>地元農産物の地産地消・6次化として進めてきた食品、加工食品等について、他県産の原材料を調達するなど、事故前に比して、調達コストが増加している。</p> <p>それでも風評被害が払拭されていない現実があるが、風評被害の賠償に加えて、風評被害対策として係増し経費が生ずることとなった場合の費用増分についても、損害賠償と認めるべき。</p>	<p>調達コストの増加分ならびに風評被害対策としての係増し経費は、個別にご事情をお伺いし本件事故との相当因果関係が認められる範囲において、追加的費用として、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。</p>
163	二本松市	営業損害 風評被害	<p>米の事前出荷制限に伴う作付自粛については、農家の損害賠償が認められたが、これらの農家に販売していた当市の財団法人である農業振興公社の苗の売上げ減少については、「第一次被害者である農家との取引に代替性が無いとは言えない」として、賠償がなされていない。</p> <p>市出資の公社として、販売地域が限定され、代替性が無いにもかかわらず、売上減少の割合が50%に満たないとして、代替性が無いとは言えないとされたものであるが、損害については、割合や金額の多寡にかかわらず、賠償されるべきと考えるが、いかがか。</p>	<p>弊社といたしましては、本件事故と相当因果関係のある損害につき必要かつ合理的な範囲において適切に賠償させていただきますので、貴公社からいただいたご請求に関する個別の内容につきましては、引き続きご事情をよくお伺いし、別途お答えさせていただきたいと考えております。</p>
164	浪江町	営業損害	<p>町外で事業を再開する場合の費用（新たな事業用資産購入費用等）が、なぜ賠償対象外なのか。</p>	<p>避難先等で事業を再開される場合に、ご負担を余儀なくされた追加的費用につきましては必要かつ合理的な範囲で賠償対象とさせていただいておりますが、新たに事業用資産を取得した費用（投資費用）につきましては当該資産が新たにご請求者さまの財産となることから、賠償の対象外とさせていただいております。なお、避難指示区域内における事業用資産などに係る償却資産の賠償につきましては、本件事故発生時点での帳簿価額を踏まえた時価相当額を賠償することを基本として適切に対応しておりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
165	飯舘村	営業損害	帰村して、農作物などを栽培しても売れない、または、安い値段でしか売れない状況が続くと考えられる。住民が生活していけるような生活支援をある程度年限を切って実施すべきであるが、どのように考えているか。	農業者さまが帰還され営農を再開された後、風評被害等が発生した場合には、本件事故と相当因果関係が認められる範囲において適切に賠償させていただきます。また、賠償対象期間後も休業を余儀なくされた場合につきましては、具体的な状況を確認させていただいたうえで、お取扱いを判断させていただきます。
166	福島県	就労不能等に伴う損害	「特別な努力」により得た収入、収益を賠償金から控除しない取扱いを原子力発電所事故発生日まで遡及して適用しない理由は何か。	就労不能損害は、本件事故と相当因果関係のある損害として減収分を賠償させていただくことが原則となりますが、紛争審査会による中間指針等を踏まえ、避難を余儀なくされている状況が継続している中で、生活再建や基盤の確立に向けたご請求者さまのご努力を反映させていただくため、就労によって得られた給与等につき、一定の期間又は一定の額の範囲を「特別な努力」として、損害額から控除しないこととさせていただいております。 就労不能損害における「特別な努力」の賠償額への反映につきましては、中間指針第二次追補が策定された平成24年3月から賠償対象期間末までの間に再就労により得られた給与につき、月額50万円を上限として、賠償額から控除しないこととさせていただいております。 なお、平成24年2月29日以前のお取り扱いにつきましては、引き続き検討してまいります。

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
167	浪江町	就労不能等に 伴う損害	平成23年3月分まで、なぜ、「特別な努力」の遡及をしないのか。 また、震災前から継続して雇用されている場合でも、気候や土地柄の 違う避難場所での就労しなければならない苦労があった。その努力を 「特別な努力」として認めるべきであるがどうか。	<p>就労不能損害は、本件事故と相当因果関係のある損害として減収分を賠償させていただくことが原則となりますが、紛争審査会による中間指針等を踏まえ、避難を余儀なくされている状況が継続している中で、生活再建や基盤の確立に向けたご請求者さまのご努力を反映させていただくため、就労によって得られた給与等につき、一定の期間又は一定の額の範囲を「特別な努力」として、損害額から控除しないこととさせていただいております。</p> <p>就労不能損害における「特別な努力」の賠償額への反映につきましては、中間指針第二次追補が策定された平成24年3月から賠償対象期間末までの間に再就労により得られた給与につき、月額50万円を上限として、賠償額から控除しないこととさせていただいております。</p> <p>なお、平成24年2月29日以前のお取り扱いにつきましては、引き続き検討してまいります。</p>
168	福島県	財物価値の喪失又は減少等	田畑、森林等の賠償基準は、いつ示すのか。	<p>農地の財物賠償については、避難指示区域内の田畑の土地価格水準に関して調査を実施しており、その結果を踏まえて田畑の本件事故発生時点の時価相当額を算出し、避難指示期間に応じて損害額を算定する基準を検討しております。</p> <p>また、森林の賠償については、避難指示区域内の森林の状況を踏まえ、不動産鑑定士や関係団体等の意見を伺いながら、適切な賠償額算定の考え方を検討しております。</p> <p>今後、これらの検討を早急に進め、なるべく早期に賠償基準を提示させていただきたいと考えております。</p>
169	福島県	財物価値の喪失又は減少等	文化財に対する賠償についてどのように考えているのか。	<p>文化財に対する財物価値の賠償につきましては、引き続き検討しており、改めてご案内させていただきます。</p>

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
170	福島県	財物価値の喪失又は減少等	住民説明会用資料では、帰還困難区域における土地・建物の賠償に当たり、「避難指示が解除され、一般の土地取引が開始されるまでは、相続や公的な用地買収を除く、第三者への譲渡、転売等を控えていただく必要がある」と記載されているが、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の土地・建物においても、同様の取扱いとなるのか。	居住制限区域及び避難指示解除準備区域の土地・建物においては、まずは避難指示解除時期までの期間に応じた賠償となるため、事故前の価値の全額を賠償させていただくものではない限り、帰還困難区域のように、避難指示解除までの間、第三者への譲渡、転売等を控えていただくよう求めることはございません。
171	福島県	財物価値の喪失又は減少等	避難指示区域内にある墓の賠償をどのように考えているのか。	お墓に対する賠償につきましては、個人さま法人さまが所有する一般的な資産とは異なるものと理解しており、その点を踏まえつつ検討をすすめております。ご案内の準備ができ次第、受付させていただきたいと考えておりますので、いま暫くお待ちくださいますようお願い申し上げます。
172	福島県	財物価値の喪失又は減少等	既に警戒区域外に持ち出された自動車の賠償についての取扱いをどのように考えているのか。	警戒区域・帰還困難区域から持ち出しされた車両については、国による持ち出し基準に基づき持ち出しされたものであり、実際に使用可能であるため管理不能に該当しないものと考えておりますが、本件事故と相当因果関係の認められる損害につきましては賠償の対象と認識しており対応方法について検討してまいります。 なお、持出し後に一時立入等で区域内に車両を持ち込んだ際のスクリーニング結果において、放射線量が基準値を上回り、再持ち出しできない場合は賠償対象とさせていただきます。 また、修理により使用可能となり持ち出しできた車両については、修理に必要となった諸費用（修理費用）を賠償対象とさせていただきます。
173	福島県	財物価値の喪失又は減少等	家財の個別評価の算定方法はいつ示すのか。	個別の家財に生じた現実の損害を積み上げた合計金額が「定型賠償」による賠償金額を超える場合につきましては、「個別賠償」として超過分を賠償させていただくことを公表しておりますが、「個別賠償」の具体的なご請求方法につきましては、現在検討中であり、改めてご案内いたします。

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
174	福島県	財物価値の喪失又は減少等	構築物・庭木の現地評価の算定方法はいつ示すのか。	構築物・庭木も含む宅地・建物・借地権に関する現地評価に関しましては、専門家（補償コンサルタント）が現地調査し、建物を屋根、柱、外壁などの部位ごとに価格を積上げて算出し、この結果を不動産鑑定士が確認することとしています。当該評価の受付および、その実施方法等につきましては帰還困難区域設定による立入禁止区域への立入調整などが必要なことから、現在調整中であり、改めてご案内いたします。
175	福島県	財物価値の喪失又は減少等	様々な事情で事故発生時点の棚卸資産の状況が確認できない場合の賠償額の算定をどのように行うのか。	個人事業主さまにおける帳簿に記載のない資産につきましては、領収書等に記載の取得価額をもとに事故時点の時価相当額を算定し、賠償させていただいておりますが、立入制限等により、領収書等の確認書類（証憑）の取得が困難な場合につきましては、現在詳細について検討しております。 また、取得価額が少額であるため資産計上せず費用計上を行った償却資産は、少額資産としてお取り扱いさせていただいておりますが、この定型的な算定では適切に評価できない場合には、ご請求者さまのご意見・ご要望を踏まえ、親身・親切に対応してまいりたいと考えております。
176	檜葉町	財物価値の喪失又は減少等	震災後2年を経て、鼠害、雨水流入被害は深刻であり、復興に向けて、住家の確保は、今や差し迫った課題の一つであり、今なお帰還に至らないことから家屋の修理時期も見通せない状況にあるため、日々、被害は拡大している。東電は、全損分までの修理費分を賠償するとしているが、それでは到底補てん出来ない事例もあると思われ、別枠での賠償を検討すべきと考えるが、どう考えるか。	財物価値の喪失・減少に伴う賠償につきまして、原則として、建物について発生する修復費用として管理不能による損害の賠償金額に含まれておりますが、実際の修復にかかる費用が賠償金額を超過する場合は、時価相当額に持分割合を乗じた金額を上限として、財物価値にかかる賠償金額を超過した金額をお支払いさせていただきます。なお、修復費用の実費額に関する賠償については後日ご案内させていただきます。
177	檜葉町	財物価値の喪失又は減少等	「財物賠償における売却収入の取扱い」についての考え方が提示されたが、売却収入があるなしにかかわらず、賠償額の全額を3.11以前の所有者に支払うべきと考えるが、どう考えるか。	弊社といたしましては、今回の賠償の合意前に売却されている場合は、時価相当額に持分割合を乗じた金額から売却収入を控除した金額を上限に賠償金額を算定させていただきたいと考えております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
178	川内村	財物価値の喪失又は減少等	当村では水道施設がなく、井戸水や沢水を使用していたが、原発事故により、特に沢水に不安があり、飲料水として使用できない状況となっている。降雨時の攪拌によって沈殿した放射性物質が流れ込む可能性が高く、安全性も確保できないことから、代替用の井戸に係る経費の賠償が、旧緊急時避難準備区域、旧警戒区域両地域に必要であるが、どう対応していくのか。	弊社といたしましては、ご事情やご要望等をお伺いし、検討させていただきたいと考えております。
179	双葉町	財物価値の喪失又は減少等	財物価値の喪失又は減少分だけの賠償でなく、生活再建に資するため賠償基準の嵩上げ等の見直しをすべきでないか。	<p>宅地・建物、家財に係る財物の賠償につきましては、中間指針等を踏まえ、帰還された上での生活再建や新たな土地における生活の開始など、それぞれの選択に賠償が影響を与えないよう同一の賠償基準とすることとされており、可能な限りそれぞれの選択に資するような賠償の枠組みとしております。</p> <p>具体的には、宅地・建物に関し、本件事故発生当時の財物価値を算出する際に、固定資産税評価額に宅地係数や建物係数を乗じることにより、償却期間について固定資産税評価より期間の長い公共用地収用時の耐用年数を基準とするとともに、残価率の下限を20%とすることで、建物毎の個別性も配慮しながら、再取得を行うことも考慮した公正な額になると考えております。</p> <p>なお、賠償金額の算定にあたっては、昨年の賠償基準公表以降も、住民の皆さまからいただいた数多くのご要請を真摯に受け止め、可能な限り被害を受けられた方に寄り添った賠償を行えるよう検討・準備を進めてまいりました。例えば、建物の賠償額算定に用いる係数については、住民の皆さまからいただいた数多くのご要請を踏まえ、より実態に則した評価となるよう検討した結果、「定型評価」で算定する一般的な木造住宅の時価相当額は平均的に2割程度の上積みとなっています。</p>
180	双葉町	財物価値の喪失又は減少等	全額賠償であっても所有権の移転はしないことを合意書に明記すべきと考えるが、どのように考えるのか。	財物賠償に係るご請求書類のうち、ご請求者さまにご同意いただく確認事項におきまして、「本件財物に関する賠償がなされた後も、引き続き本件財物の所有権を有すること」を明記させていただいております。

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
181	浪江町	財物価値の喪失又は減少等	中間指針で示す財物賠償の追加的費用の廃棄費用、修理費用等に対する見解は。	<p>本件事故による管理不能が原因で建物が全壊に近い状態になるなど、現実に価値が喪失し、帰還後の修復費用が今回の賠償額を超える場合につきましては、時価相当額に持ち分割合を乗じた金額を上限として、超過分をお支払いいたします。</p> <p>なお、帰還後の修復費用の実費額に関する賠償については、改めてご案内させていただきます。</p>
182	いわき市	財物価値の喪失又は減少等	本市30km圏内「旧屋内退避区域」に係る財物賠償を早期に決定すべきであるが、どう考えるか。	<p>弊社といたしましては、政府による避難指示等の状況を踏まえ、避難等にもなう管理不能により生じた財物の損害について賠償をさせていただいております。</p> <p>旧屋内退避区域につきましては、本件事故発生時に、同区域に建物を所有または賃借し、避難等に伴う管理不能により住宅・家財等の財物に生じた損害について、必要かつ合理的な範囲で原状回復をするための費用（清掃・補修費用）の賠償を、平成24年7月24日に公表させていただいております。</p>
183	二本松市	財物価値の喪失又は減少等	民間での建築物解体に伴い発生する金属類において、放射能汚染を理由に買い取り業者から買い取りを拒否された場合の財産価値の喪失及びその後の保管等に係る経費については損害賠償の対象となるのか。	<p>弊社といたしましては、買い取りを拒否された事実や、保管等に係る経費の必要性の有無等、個別のご事情をお伺いし適切に対応してまいります。</p>
184	国見町	精神的損害 風評被害 除染等に係る損害	仮置き場設置による周辺住民の精神的被害や風評被害及び仮置き場周辺対策としての経費についても認められたい。	<p>仮置き場につきましては、除染特措法ほか関係法令にもとづき、国等において、当該施設の建設および維持管理に当たり環境影響・安全性評価が実施され、これに伴う適切な措置が実施され風評被害の未然防止策が講じられるものと承知しています。</p>

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
185	川俣町	財物価値の喪失又は減少等	財物価値の喪失又は減少に対して賠償すべき。 放射性物質の拡散による不動産取引の減少は現実のものである。そのことにより土地建物の評価が下落していることから個人の不動産取引にも影響が出ていることへの損益を賠償すべきである。	不動産価値は、地震・津波・原子力事故の影響、従来からの価格変動、今後の除染や復興計画の進捗等により変動するものであり、更には時間の経過によってこれらの影響度合いが変化していくなかで、原子力事故のみ起因する価値の下落を算出することは困難であり、ある時点での価値の下落をもって、その価値の減少分を支払うことは適当でないと考えております。 避難指示区域においては、中間指針により避難指示期間に応じて損害を推定する考え方が示されていることから、これに基づき賠償させていただきます。
186	大熊町	財物価値の喪失又は減少等	個人事業主の償却資産賠償について見直しを検討しているとのことだが、どのような内容で考えているのか。また、見直しの時期は何月頃になる予定か。	個人事業主さまにおける帳簿に記載のない資産につきましては、領収書等に記載の取得価額をもとに本件事故発生時点の時価相当額を算定し、賠償させていただいておりますが、立入制限等により、領収書等の確認書類（証憑）の取得が困難な場合につきましては、現在詳細について検討しております。 また、取得価額が少額であるため資産計上せず費用計上を行った償却資産は、少額資産としてお取り扱いさせていただいておりますが、この定型的な算定では適切に評価できない場合には、ご請求者さまのご意見・ご要望を踏まえ、親身・親切に対応してまいりたいと考えております。

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
187	大熊町	財物価値の喪失又は減少等	自動車賠償について、旧警戒区域から持ち出した車両は13,000 c p m以上でなければ、問題は無いと判断され賠償対象外となっているが、メーカーや販売店では0.3～0.5マイクロヘルム以下が取扱いの規準となっている。実際のところ13,000 c p m以下でも0.5マイクロ以上を計測することは多く見られるため、市場での取扱規準であるマイクロヘルムでの新基準値を急ぎ新設すべきと思われるが、どのように考えているか。	<p>弊社は本件事故にともなう警戒区域設定・帰還困難区域設定により管理不能となった自動車ならびに放射線量の基準値の超過により警戒区域外・帰還困難区域外へ持出しできない自動車の財物価値の喪失分、および必要かつ合理的な範囲でかかった諸費用を賠償させていただいております。</p> <p>なお、当該基準値は政府により設定されたものであり、その変更等に関しましては、弊社は意見等を述べる立場にはございません。</p>
188	浪江町	風評被害	帰還後に新規に事業（商工業・農業）を始めた人に対して風評被害の賠償を行うのか。	<p>帰還後に新たに事業を始められる方につきましては、ご自身の意思によって新たに事業を始められること、さらに新たに始められるご事業と比較するものがないことから、風評によるご損害を賠償させていただくことは難しいと考えております。</p>
189	柳津町	風評被害	風評被害により買い手がつかず、個人の山林の木材等が売却不能となった損害はどのように賠償されるのか。（木材の売却は毎年実施している訳では無いので、損害額の積算が難しい）	<p>弊社では、本件事故の影響により、伐採された木材のような商品等の放射性物質汚染の危険性を懸念した消費者または取引先による買い控え、取引停止等により生じた被害を受けられた事業者さまに対しまして、風評被害により被られた損害を対象として、本件事故と相当因果関係があるものにつきまして、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。</p>

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
190	南会津町 浅川町	風評被害	農産物の風評対策と食の安全対策として、一般町民を対象に農畜産物の放射性物質検査を実施しているが、これらの経費はすべて賠償対象として早急に支払われるべきと考えるが、どのように考えているか。	<p>現在、弊社では「食品衛生法にもとづく検査費用」「学校給食等の検査費用」「学校等屋外プール水の検査費用」「牧草等の定点調査に関する検査費用」などを賠償金のお支払い対象となりうる検査費用として、請求を受け付けております。</p> <p>弊社が確認させていただいた事情等にもとづく、住民の方々の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するための必要かつ合理的な検査等に係る費用につきましては、現在お示ししているご請求対象項目をもって網羅できているものと考えておりますが、地方公共団体さまのご請求をお考えの検査等に係る費用につきましては、具体的なご事情をお伺いし適切に対応してまいりたいと考えております。</p>

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
191	福島県	風評被害対策費用	事業者等が実施する風評被害を最小にとどめるための情報発信や自主検査等の対策に要する費用の一部について、賠償の対象外とする理由は何か。風評被害対策により原子力事故による被害が減少することは、東京電力に不利益が生じることはないとも考えられるが、どう考えるか。 また、東京電力としても風評被害対策を行うべきと思うが、これまでの実績と今後の取組みを明らかにすること。	<p>弊社は、風評被害に対する賠償を実施しておりますが、その追加的費用につきましては、事業に支障が生じた場合、または事業への支障を避けるためにご負担を余儀なくされた費用のうち、必要かつ合理的な範囲において、賠償の対象になると考えております。これらを踏まえ、個々のご事情を伺いながら適切に対応してまいります。</p> <p>また、ご指摘いただいている風評被害対策につきまして、弊社としては、今後も福島第一原子力発電所の安定状態を維持していくとともに、廃止措置に着実に取り組んでいくことが最大の使命であると考えています。また、引き続き、関係自治体に迅速かつ的確な情報連絡を行うとともに、マスコミへの迅速で分かりやすいプレスなどの情報提供に尽くし、皆さまのご不安の払拭等に最大限努めてまいります。</p>
192	北塩原村	風評被害対策費用	「地域振興、復興事業は地方公共団体の政策に基づき、住民生活や地域経済をより良い状態にすることを目的に実施するものであり、損害として認められない」との考えを示しているが、東京電力においては、地域振興、復興事業は、原子力事故により生じたマイナスを事故前の水準に戻すために必要な事業であることを強く認識し、当然に賠償に応じるべきと考えるが、どのように考えているのか。	<p>現時点では、地域振興および復興事業に係る費用につきましては、本件事故と相当因果関係が認められる損害とすることは困難と考えておりますが、今回お示しいただいたお話につきましては、弊社として個別のご事情をよくお伺いさせていただきたいと考えております。その上で、適切に対応させていただきます。</p>
193	福島県	除染等に係る損害	個人や事業者が行う除染や検査等に係る賠償基準はいつ示すのか。	<p>除染については、原則として国（環境省）や市町村が除染特措法に基づき実施することとなっております。除染特措法に該当しない除染等の費用につきましては、中間指針や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えておりますが、現時点ではお支払いの可否も含め取り扱いが決まっておりませんので、引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>また、検査費用につきましては、本件事故と相当因果関係が認められる場合におきまして、必要かつ合理的な範囲で適切に賠償させていただきます。</p>

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
194	福島市 郡山市 須賀川市 二本松市	除染等に係る 損害	<p>除染は、本来、原発事故の原因者である東京電力が実施すべきものであり、安全安心の確保や風評被害対応のため、個人や企業が自主的に実施した住宅・事業所または隣接地等（周辺道路や側溝など含む）除染の費用についても、賠償すべきであるが、どのように考えているのか。</p> <p>除染手法、内容等、個々のケースにより様々なものが想定されるが、除染費用の早期賠償を進めるため、個人等の除染を認め、主なケースごとに分類し、損害賠償が可能な除染事案と、賠償基準額を早急に示すとともに、簡素化した請求書式等を明示すべき。</p>	<p>除染については、原則として国（環境省）や市町村が除染特措法に基づき実施することとなっています。除染特措法に該当しない除染等の費用につきましては、中間指針や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えておりますが、現時点ではお支払いの可否も含め取り扱いが決まっておりませんので、引き続き検討を進めてまいります。</p>
195	西郷村 泉崎村 玉川村	除染等に係る 損害	<p>環境省が示す基準単価を上回り補助対象外とされる部分については、環境省から東京電力に賠償請求するよう指示を受けているが、東京電力損害賠償窓口では除染に対する請求は受け付けていないと聞いている。除染相談窓口の設置と速やかな支払い求めるが、どのように考えているのか。</p>	<p>除染特措法に該当しない除染等の費用につきましては、中間指針や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えておりますが、現時点ではお支払いの可否も含め取り扱いが決まっておりませんので、引き続き検討を進めてまいります。</p>
196	桑折町	除染等に係る 損害	<p>防火貯水槽内には事故発生当時から放射線量の高い汚泥が蓄積されたままになっており、火災が発生したとしてもその用水の利用ができないのが現状である。二次被害・汚染を防ぐためにも、早急に防火貯水槽の除染費用を損害賠償の対象とし、除染作業を促すべきと考えるが、いかがか。</p>	<p>除染については、原則として国（環境省）や市町村が除染特措法に基づき実施することとなっています。除染特措法に該当しない除染等の費用につきましては、中間指針や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えておりますが、現時点ではお支払いの可否も含め取り扱いが決まっておりませんので、引き続き検討を進めてまいります。</p>

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
197	福島県	地方公共団体の損害（一般）	県内地方公共団体が住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や風評被害対策などの事業に要する費用等は、事故がなければ発生しなかった経費であるが、賠償の対象にする考えはないのか。	<p>現在、弊社では「食品衛生法にもとづく検査費用」「学校給食等の検査費用」「学校等屋外プール水の検査費用」「牧草等の定点調査に関する検査費用」などについて、賠償金のお支払い対象となりうる検査費用として、ご請求を受け付けております。</p> <p>今回お示しいただいたお話の地方公共団体さまが実施されている検査等に係る費用につきましては、現在お示しているご請求対象項目をもって網羅できているものと考えておりますが、引き続き、具体的なご事情をお聞かせいただき適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>また、風評被害対策などの事業に要する費用等については、個別にご事情をお伺いし、必要かつ合理的な範囲で適切に対応してまいりたいと考えております。</p>
198	郡山市 広野町	地方公共団体の損害（一般）	原子力発電所事故に起因して実施した放射線対策に要する経費や営業損害等の全てについて、迅速かつ確実に賠償すること。	<p>地方公共団体さまの損害に関する賠償につきましては、被害を受けられた方々の支援等のために、弊社が負担すべき費用を地方公共団体さまが弊社に代わってご負担された場合など、本件事故と相当因果関係が認められる損害に関しまして、行政機能としての業務範疇なども踏まえつつ、必要かつ合理的な範囲を賠償させていただきたいと考えております。</p>

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
199	大熊町 広野町	地方公共団体 の損害（一 般）	自治体側が損害賠償の対象と考える項目と東京電力が独自にまとめた自治体賠償の項目では、あまりにもかけ離れており、到底受け入れがたい。全住民が他の自治体に長期避難をしている異常な状況にも関わらず、「行政の本来業務の範囲内」とする考え方を一切変更しないつもりか伺いたい。	現在、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みを踏まえて検討させていただいた現時点における弊社の考え方について、地方公共団体さまへご説明のうえ、ご請求の受付を開始しておりますが、それ以外の項目については、費用をご負担された経緯やその費用の内容等の具体的なお事情をお伺いし適切に対応させていただきます。
200	福島市 白河市 二本松市 本宮市 国見町 鏡石町 南会津町 北塩原村 湯川村 柳津町 西郷村 玉川村 三春町 広野町	地方公共団体 の損害（人件 費）	放射能対策担当部署の新設や原発事故対応事務に係る職員の給与や超過勤務手当などは、事故との因果関係は明確であり、追加的負担が生じている。これらの費用について賠償対象外となっているが、修正する考えはないのか。 また、「追加的な負担を生じたことを証明することが困難」と判断する根拠を示していただきたい。 そもそも原子力災害対応費用が「原子力災害への対応は、事前に策定された地域防災計画等に基づいて実施される業務であるため、賠償対象外」のため、原子力災害対応費用に係る人件費は賠償対象外とされているが、計画に位置づけられるとなぜ賠償対象外となるのか。	職員対応費につきましては、本件事故に関する法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき実施を余儀なくされた業務を実施されたことにより、追加的な負担が発生し、その事実（業務の実施、損害の発生）とその関係（業務の実施により損害が発生したこと）を通常業務と切り分けてご証明いただける場合に、必要かつ合理的な範囲が、賠償金のお支払い対象となると考えております。 引き続き、個別にご事情をお伺いし適切に対応してまいります。
201	二本松市	地方公共団体 の損害（逸失 利益）	当市には温泉街があるが、風評被害により温泉旅館等への入込客が減少したことに伴い温泉旅館等の上下水道使用量が減少している。また、学校等プールについても実施を控えたことから、この分の上下水道使用料が減少している。民間と同様の立場で事業を行う上下水道事業経営者としては、これら減少分は今回の事故に伴う直接的な損害であり、当然賠償の対象となるべきものであるが、取り扱いについてどのように考えているか。	水道事業につきましては、水道水の利用目的は飲用に限らず生活用水等としても使用されていると認識しておりますが、ご提供されるサービスの性質上、本件事故による消費者等の買い控え等の影響が飲用等の摂取に限定されると考えております。 そのため、本件事故と相当因果関係が認められる減収分を確認することが困難であると考えておりますが、間接被害の状況なども含め、引き続き損害の発生状況等につきまして個別にご事情をお伺いし適切に対応してまいります。

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
202	二本松市	地方公共団体の損害（逸失利益）	<p>当市では、水道に加入する際には地域により加入者から加入金を徴収することとなっているが、原発事故からの避難者のための応急仮設住宅整備にあたっては被災者支援としてこの加入金を徴収していない。これは原発事故という特異な要因により、加入金という本来営業利益となるものについて逸失していることとなる。この逸失分は今回の事故に伴う直接的な損害であり、当然賠償の対象となるべきものであるが、取り扱いについてどのように考えているか。</p>	<p>本件事故により支出を余儀なくされた費用については個別にご事情をお伺いしたうえで必要かつ合理的な範囲で賠償の対象とさせていただきたいと考えておりますが、水道事業者さまが支援の一環として実施された加入金の免除につきましては、本件事故との相当因果関係を確認することが困難であることから、賠償の対象とすることは難しいと考えております。</p>
203	桑折町	地方公共団体の損害（逸失利益）	<p>上水道事業における利用控えによる営業損害は、飲用のみならず工業用等までも及んでいる。風評被害として認め、早急に賠償を行うべきと考えるが、いかがか。</p>	<p>水道事業につきましては、水道水の利用目的は飲用に限らず生活用水等としても使用されていると認識しておりますが、ご提供されるサービスの性質上、本件事故による消費者等の買い控え等の影響が飲用等の摂取に限定されると考えております。</p> <p>そのため、本件事故と相当因果関係が認められる減収分を確認することが困難であると考えておりますが、間接被害の状況なども含め、引き続き損害の発生状況等につきまして個別にご事情をお伺いし適切に対応してまいりたいと考えております。</p>
204	北塩原村	地方公共団体の損害（逸失利益）	<p>簡易水道及び下水道の営業損害（収入の減）について、「証明が困難、利用控えが想定されない」との考えを示しているが、当村は、本県を代表する観光地であり、当該観光エリアの使用、処理水量が、事故以降、前年度比3割減となっている状況は、風評被害及び避難者受入（宿泊施設への二次避難所開設）による観光入込の減によることは明らかである。</p> <p>最低でも、東京電力株式会社が、平成23年10月26日付けで示した「観光業の売上減少率」をもって賠償に応ずるべきと考えるが、どのように考えているのか。</p>	<p>水道事業につきましては、水道水の利用目的は飲用に限らず生活用水等としても使用されていると認識しておりますが、ご提供されるサービスの性質上、本件事故による消費者等の買い控え等の影響が飲用等の摂取に限定されると考えております。</p> <p>そのため、本件事故と相当因果関係が認められる減収分を確認することが困難であると考えておりますが、間接被害の状況なども含め、引き続き損害の発生状況等につきまして個別にご事情をお伺いし適切に対応してまいりたいと考えております。</p>

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
205	田村市 喜多方市	地方公共団体の損害（風評被害）	観光施設等については、会計区分が異なっても事業の実施目的や風評等による影響は同様であると考えている。しかし、現在提示を受けている賠償の中では特別会計、第三セクターが行うものに限定されており、一般会計により運営している施設に対する賠償については不透明である。このように対応が異なる理由をお伺いしたい。	一般会計で実施されております観光事業につきましては、使用料収入は収受しているものの、他の事業に係る収支と明確に区分できないことや、事業に係る収入で事業に係る経費を賄う前提で事業運営されているわけではないことから、「民間事業者と同様の立場で行う事業」とは一般的には認められないため、原則として、賠償の対象外とさせていただきたいと考えておりますが、ご事情をお伺いし適切に対応させていただきます。
206	福島県	地方公共団体の損害（税収の減少）	原子力発電所事故を原因とする税収減は、全くないと考えているか。 例えば、避難（自主避難を含む）のため、住民票を移転した住民に係る住民税及び原子力発電所事故を理由に廃業や移転した法人に係る法人関係税（法人住民税、法人事業税）は、原子力発電所事故がなくとも減少したと考えているか。 原子力発電所事故に伴う固定資産評価額の下落による固定資産税の減収については、どう考えるか。 また、ゴルフ場や温泉旅館等の事業者に対して営業損害の賠償を認めていることは、ゴルフ場利用税や入湯税の減少についても、原子力発電所事故が原因であると認めていると理解して良いか。	中間指針においては、特に税収の種類を特定することなく、「法令・条例に基づいて権力的に賦課、徴収されるという公法的な特殊性をもって、税収の減少を期待権の喪失にすぎない」とされており、租税債権として実際に債権額が確定（徴収権の発生）する前であれば、どのような税金であってもその期待の喪失に過ぎないと考えられることから、弊社といたしまして、賠償の対象外とさせていただきたいと考えております。
207	いわき市 南相馬市	地方公共団体の損害（税収の減少）	中間指針では、特段の事情がある場合には、税収の減少も賠償の対象とすることとしており、原発事故に伴う人口の流出や風評被害等による税収の減少分は、この「特段の事情」に該当すると思うが、東京電力はどのように解釈しているのか。	ご指摘の「特段の事情」については、租税債権として実際に債権額が確定（徴収権の発生）している場合の扱いを記載した部分と理解しております。中間指針においては、特に税収の種類を特定することなく、「法令・条例に基づいて権力的に賦課、徴収されるという公法的な特殊性をもって、税収の減少を期待権の喪失にすぎない」とされており、租税債権として実際に債権額が確定（徴収権の発生）する前であれば、どのような税金であってもその期待の喪失に過ぎないことから、賠償の対象外とさせていただきたいと考えております。

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
208	二本松市 川俣町 南会津町 柳津町 三春町 広野町	地方公共団体の損害（税収の減少）	<p>税収減に対する中間指針の扱いは、「税収に関する期待権が損なわれたにとどまる…」、「住民、事業者等が損害賠償金を受け取れば原則担税力が発生する…」との理由から、賠償対象外となっているが、原発事故に起因する放射性物質汚染により固定資産の評価額が大きく減少し、入湯客数やゴルフ場利用者数が激減したこと、いずれも事故が起きなければ生じえないことであり、相当の因果関係があると認められる。そもそも、精神的損害や営業損害等の賠償金と固定資産税、入湯税、ゴルフ場利用税に対する担税力と結びつけることは、不合理である。固定資産税は評価額、入湯税については入湯客数とこれまでの課税実績に基づいて、差額分相応の賠償がなされるべきと考えているが、賠償対象外とする理由はなにか。</p> <p>また、入湯税及びゴルフ場利用税は、中間指針で賠償対象外とされる性質のものとは異なり、その減収分は民間事業者の逸失利益と同じ性質であることから、速やかに損害賠償の対象とすべきであると考えているが、東京電力㈱はどのように考えているか。</p>	<p>中間指針においては、特に税収の種類を特定することなく、「法令・条例に基づいて権力的に賦課、徴収されるという公法的な特殊性をもって、税収の減少を期待権の喪失にすぎない」とされており、租税債権として実際に債権額が確定（徴収権の発生）する前であれば、どのような税金であってもその期待の喪失に過ぎないと考えられることから、弊社といたしまして、賠償の対象外とさせていただきたいと考えております。</p>
209	郡山市	地方公共団体の損害（税収の減少）	<p>固定資産の評価については、原発事故を原因とする損耗残価率（土地は90%、家屋は70%）を適用したため、固定資産税及び都市計画税は、大幅な減収となっており、減収分は全て補填されるべきであるが、この減収補填について、どのように考えるか。</p>	<p>中間指針においては、特に税収の種類を特定することなく、「法令・条例に基づいて権力的に賦課、徴収されるという公法的な特殊性をもって、税収の減少を期待権の喪失にすぎない」とされており、租税債権として実際に債権額が確定（徴収権の発生）する前であれば、どのような税金であってもその期待の喪失に過ぎないと考えられることから、弊社といたしまして、賠償の対象外とさせていただきたいと考えております。</p>
210	本宮市	地方公共団体の損害（税収の減少）	<p>税収の減少について、「税収に関する期待権が損なわれたにとどまることから、賠償すべき損害と認められない。」としているが、固定資産税の特に土地、家屋は、明らかに原子力事故の影響による税収減である。税収に関する期待権が損なわれたにとどまるとは何を言いたいのか理解できない。きちんとした説明をすること。</p>	<p>中間指針においては、特に税収の種類を特定することなく、「法令・条例に基づいて権力的に賦課、徴収されるという公法的な特殊性をもって、税収の減少を期待権の喪失にすぎない」とされており、租税債権として実際に債権額が確定（徴収権の発生）する前であれば、どのような税金であってもその期待の喪失に過ぎないと考えられることから、弊社といたしまして、賠償の対象外とさせていただきたいと考えております。</p>

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
211	北塩原村	地方公共団体の損害（税収の減少）	<p>入湯税は、納税義務者である宿泊事業者等が受け取る損害賠償金には含まれておらず、そこに担税力はない。当該税は目的税であり、減収は、消防、観光施設等の整備、維持管理の財源の喪失を意味し、実質的に住民負担となっている状況にある。</p> <p>事故以降、前年度比3割減となっている状況は、風評被害及び避難者受入（宿泊施設への二次避難所開設）による観光入込の減によることは明らかであり、「指針」の対象の有無にかかわらず、事故がなければ生じることのなかった自治体の損害については、誠意をもって賠償すべきである。</p> <p>最低でも、避難者が宿泊した際に免除したことによる入湯税額、もしくは、東京電力株式会社が、平成23年10月26日付で示した「観光業の売上減少率」をもって賠償に応じるべきと考えるが、どのように考えているのか。</p>	<p>中間指針においては、特に税収の種類を特定することなく、「法令・条例に基づいて権力的に賦課、徴収されるという公法的な特殊性をもって、税収の減少を期待権の喪失にすぎない」とされており、租税債権として実際に債権額が確定（徴収権の発生）する前であれば、どのような税金であってもその期待の喪失に過ぎないと考えられることから、弊社といたしまして、賠償の対象外とさせていただきたいと考えております。</p>
212	福島県	地方公共団体の損害（検査費用）	<p>学校給食の食材に対する保護者の不安が未だ完全に払拭できていない状況下、不安軽減、安全確保のため昨年度に引き続き実施している放射性物質の検査については、事故がなければ発生しなかった経費と考えていないのか。この検査は合理的な行為と考えられないのか。</p>	<p>学校給食の検査費用につきましては、平成24年3月15日付厚生労働省発出文書により、平成24年4月1日以降の食品中の放射性物質の新たな基準値が設定されており、市場に流通する食品に対する検査体制が整備され、食材の安全性が確保されている状況を踏まえ、平成23年度分については、流通後の検査である学校給食等に係る検査費用につきましては、賠償金の対象とさせていただいておりますが、引き続き、福島県さまがご負担された検査費用の内容や具体的なご事情等をお伺いし、適切に対応させていただきます。</p>

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
213	郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 相馬市 川俣町 天栄村 西郷村 玉川村 広野町	地方公共団体の損害（検査費用）	<p>中間指針第2次追補では「住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められる」とあるが、東京電力は政府指示等に基づく検査でなければ賠償対象としていない。東京電力は「必要かつ合理的な検査等」とは具体的にどのような検査を考えているのか。住民の放射能被曝の不安払拭のため、独自で放射能検査機器を購入した場合などは東京電力が賠償すべきと考えているが、どうか。（出荷用農産物、自家用野菜、学校給食、空間放射線量測定、ホールボディカウンター検査等）</p> <p>また、相当数の地方公共団体が政府指示等を超える事業を行っていることから、政府指示等を超える範囲について具体的な判断基準や賠償基準を示すべきではないか。</p>	<p>現在、弊社では「食品衛生法にもとづく検査費用」「学校給食等の検査費用」「学校等屋外プール水の検査費用」「牧草等の定点調査に関する検査費用」などを賠償金のお支払い対象となりうる検査費用として、ご請求を受け付けており、弊社が確認させていただいた事情等にもとづく、住民の方々の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するための必要かつ合理的な検査等に係る費用につきましては、現在お示ししているご請求対象項目をもって網羅できているものと考えておりますが、地方公共団体さまのご請求をお考えの検査等に係る費用につきましては、具体的なご事情をお伺いし適切に対応してまいりたいと考えております。</p>
214	いわき市	地方公共団体の損害（検査費用等）	<p>中間指針において、「地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害」を賠償の対象とすることが規定されているにも関わらず、第二次追補において、「住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用」についても賠償の対象とすることが追加規定された。これは、原子力損害賠償紛争審査会の専門委員調査報告書にもあるように、地方公共団体が「住民の安全・安心を確保するために様々な事業を行い、場合によっては住民からの要望に応じ、自主的な対策を講じなければならない」という、特殊性を有すること、また住民の不安や恐怖を緩和するためには、政府指示等に基づく事業だけでは不十分であるとの認識から追加規定されたものだが、東京電力はどのように解釈しているのか。</p> <p>また、中間指針ではなく、この第二次追補に基づき賠償の対象となる費用は、東京電力の解釈によれば存在しないのではないかと。</p>	<p>ご指摘のとおり、住民の方々の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するための検査等に係る費用につきましては「必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害になると認識しております。</p> <p>現在、弊社では「食品衛生法にもとづく検査費用」「学校給食等の検査費用」「学校等屋外プール水の検査費用」「牧草等の定点調査に関する検査費用」などを賠償金のお支払い対象となりうる検査費用として、ご請求を受け付けております。</p> <p>弊社が確認させていただいた事情等にもとづく、住民の方々の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するための必要かつ合理的な検査等に係る費用につきましては、現在お示ししているご請求対象項目をもって網羅できているものと考えておりますが、地方公共団体さまのご請求をお考えの検査等に係る費用につきましては、具体的なご事情をお聞かせいただき適切に対応してまいりたいと考えております。</p>

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
215	福島市 二本松市	地方公共団体の損害（検査費用）	<p>原発事故発生時、降り注ぐ放射性物質に対して正確な情報把握の手段がなかったことから大きな混乱を生じた。市民の健康と災害対応策の検討のためには、放射性物質の正確な把握が急務であり、市独自で放射性物質測定機器を導入し、測定検査する必要があった。特に、放射線の影響を受けやすい子ども、妊婦らを対象とした被ばく検査などは早急に実態を把握しなければならなかったことから、これら検査費用、測定機器の整備に要した費用について全て賠償されるべきと考える。政府指示やICRPの放射線防護基準に基づくものでないとして賠償対象外としているが、放射線関係の情報が整理され始めたのは、既にこれら検査、測定器の整備が進んだ時点であり、不合理ではないか。</p>	<p>地方公共団体さまが行う必要かつ合理的な身体検査としては、政府による避難指示等の対象となり避難等を余儀なくされた方への身体検査費用がその範囲と考えますが、賠償すべき費用は、弊社より「福島健康管理基金」に対して拠出させていただいております。</p>
216	会津若松市 広野町	地方公共団体の損害（検査費用）	<p>食品検査費用（学校給食等を含む）や屋外プール水に係る検査費用については、対象期間を平成24年3月末までとしているが、それ以降も、住民の不安払拭のための検査は必要である。 当該検査は、事故がなければ必要のない検査であることから、期限を撤回し、須く賠償することを求める。</p>	<p>学校給食の検査費用につきましては、平成24年3月15日付厚生労働省発出文書により、平成24年4月1日以降の食品中の放射性物質の新たな基準値が設定されており、市場に流通する食品に対する検査体制が整備され、食材の安全性が確保されている状況を踏まえ、平成23年度分については、流通後の検査である学校給食等に係る検査費用につきましては、賠償金の対象とさせていただいておりますが、引き続き、福島県さまがご負担された検査費用の内容や具体的なご事情等をお伺いし、適切に対応させていただきます。</p> <p>また屋外プール水に係る検査費用につきましては、文部科学省による平成24年4月10日指示文書「福島県内の学校の屋外プールの利用について」において、平成24年度の学校等の屋外プールにおけるプール水の検査は任意実施となっているため、原則として、賠償対象期間を平成24年3月31日までとさせていただきたいと考えております。</p>

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
217	郡山市	地方公共団体の損害（放射線被曝による損害）	放射性物質の影響を受けた焼却灰の処理について、8,000Bq/kgを超えた焼却灰の仮置きに関する費用は国が負担し、国が責任をもって処分することとなっている。原発事故の影響を受けない地域の焼却灰の放射能濃度は概ね1,000Bq/kg以下であり、これらは埋立てを行っているが、本市の場合、8,000Bq/kgを下回ったからといって直ちに通常の埋立てを行うことは、到底周辺住民の理解を得られるものではない。従って、8,000Bq/kg以下の焼却灰については、当面、8,000Bq/kg超の焼却灰と同様に仮置きをしなければならないものと考えており、これにかかる費用は東京電力で補償すべきであり、また、埋立処分できない場合は、東京電力で責任をもって処分すべきであるが、どのように考えているのか。	地方公共団体さまの損害に関する賠償につきましては、被害を受けられた方々の支援等のために、弊社が負担すべき費用を地方公共団体さまが弊社に代わってご負担された場合など、本件事故と相当因果関係が認められる損害に関しまして、行政機能としての業務範疇なども踏まえつつ、必要かつ合理的な範囲を賠償させていただきたいと考えております。 現在、廃棄物処理事業に係る検査費用、追加的費用につきましては請求受付を開始しておりますが、ご要望いただきましたゴミ焼却灰処理にかかる損害賠償につきましては、ご事情をよくお伺いし適切に対応させていただきます。
218	二本松市	地方公共団体の損害（その他）	農業経営者が東京電力に損害賠償請求する際に添付する住民票、納税証明書等について当該請求者の負担軽減のため、無料交付した証明手数料（約380件、1件300円）は、東京電力において賠償すべきであるが、どのように考えているのか。	本件事故により支出を余儀なくされた費用については個別にご事情をお伺いしたうえで必要かつ合理的な範囲で賠償の対象とさせていただきたいと考えておりますが、地方公共団体さまのご判断による証明書発行手数料の減免・免除等につきましては、実施を余儀なくされたものではないため賠償の対象とはならないと考えております。

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
219	川俣町	地方公共団体の損害（その他）	公営住宅家賃の免除、設備設置に対する賠償をすべき。 原子力災害避難者が、町営住宅に入居した場合、町営住宅家賃の免除に対する賠償は可能か。 また、家財（風呂釜・ガスコンロ等）を準備した場合の賠償は可能か。	地方公共団体さまの損害に関する賠償につきましては、被害を受けられた方々の支援等のために、弊社が負担すべき費用を地方公共団体さまが弊社に代わってご負担された場合など、本件事故と相当因果関係が認められる損害に関しまして、行政機能としての業務範疇なども踏まえつつ、必要かつ合理的な範囲を賠償させていただきたいと考えております。 本件事故に伴い政府による避難指示等の対象となり避難を余儀なくされた方へのご支援のため、地方公共団体さまがご負担された民間住宅の借上費用や避難生活に必要な不可欠な家財道具（ガスコンロ、給湯器）等の購入費用のうち、災害救助法により、福島県さまに求償いただく仕組みとなっているものにつきましては、弊社といたしましては、福島県さまからのご請求のみ対象とさせていただきます。
220	浅川町	地方公共団体の損害（その他）	町内の各農家に田圃のセシウム吸収抑制のため、塩化カリウムを配布したが、この経費は全額賠償すべきであるが、どのように考えているのか。	農地の放射能吸収抑制対策に伴う費用につきましては、農林水産省生産局農産部農業環境対策課より発出されました、「水田及び普通畑における放射性セシウムの吸収抑制対策に係わる賠償の基本的な考え方の整理について」（平成24年8月24日発、平成25年3月26日一部改正）を基本として、投入した資材の種類、数量及び施用方法等についての必要性および合理性を確認をさせていただき、個別にご事情を伺いながら対応させていただいております。
221	福島県	自主的避難等に係る損害	自主的避難等に係る賠償について、損害の範囲を幅広く捉え、県民それぞれの被害の実態に見合った十分な賠償を行うべきだが、今後、どのように対応していくのか。	自主的避難等に関する賠償につきましては、原子力発電所からの距離・避難等対象区域との近接性・政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報・自主的避難の状況の要素等を総合的に勘案し、中間指針追補に示された範囲を超えて賠償させていただいております。また中間指針第二次追補をふまえ、平成24年8月末までの自主的避難等に関する賠償を実施させていただいております。これ以降については、個別のご事情に応じてお取り扱いを判断させていただきます。

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
222	郡山市 いわき市 須賀川市 二本松市 桑折町 川俣町 西郷村	自主的避難等 に係る損害	自主的避難等に係る賠償が平成24年8月31日までとされているが、自主的避難等対象区域に係る賠償期間を延長するなど、適正な賠償を行うべきである。この点について、どのように考え、対象地域の現状をどのように捉えているのか。	自主的避難等に関する賠償につきましては、原子力発電所からの距離・避難等対象区域との近接性・政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報・自主的避難の状況の要素等を総合的に勘案し、中間指針追補に示された範囲を超えて賠償させていただいております。また中間指針第二次追補を踏まえ、平成24年8月末までの自主的避難等に関する賠償を実施させていただいております。これ以降については、個別のご事情に応じてお取扱いを判断させていただきます。
223	二本松市	自主的避難等 に係る損害	事故発生当時、中間指針追補による「自主的避難等対象区域」に出産のために里帰りをして居住していた者への精神的苦痛について賠償すべきであるが、どのように考えているのか。	弊社は、自主的避難等に関する賠償につきましては、紛争審査会による中間指針第一次追補において、自主的避難等に係る損害の対象者として「本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者とする。」とされていることを踏まえ、弊社として賠償の対象となる方を判断させていただいております。里帰り出産等のために自主的避難等対象区域に一時的に滞在された方々への賠償につきましては、本件事故発生時に生活の本拠としての住居が自主的避難等対象区域の外であった場合、大変申し訳ございませんが、賠償金のお支払いはいたしかねますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
224	泉崎村	自主的避難等に係る損害	<p>泉崎村が県中地域の市町村（特に石川地方町村）より高い放射線量を示している測定結果を認識しているにもかかわらず、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会の中間指針を盾に認めようとしてない。その審査会が示す中間指針追補及び第2次追補はあくまでも指針であるという認識のもと精神的損害賠償については東京電力(株)の誠意が求められるものである。</p> <p>実際に原発事故で受けた実害や精神的不安を抱えている現状に地域的な差は存在せず、地域間格差を解消を図るべきであるが、どのように考えているのか。また、地域間格差の根拠は何か。</p>	<p>弊社は、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、政府に設けられた公正・中立的な立場である原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針第一次追補における対象地域選定の考え方や子供および妊婦の方が放射線への感受性が高い可能性があることが一般的に認識されていることなどを総合的に勘案させていただいた結果、県南地域の皆さまに対し、自主的避難等対象区域の23市町村と同等の賠償をすることは、大変難しいと判断させていただきました。</p> <p>しかしながら、弊社として中間指針第一次追補に示された範囲を越えて、県南地域にお住まいの18歳以下の子供および妊婦の方々に賠償させていただくことを、昨年6月に開始させていただきました。</p> <p>また、本年2月13日には、自主的避難等に係る損害に対する追加賠償について、18歳以下の子供および妊婦の方々に、精神的損害等に対する賠償としてお一人さまあたり4万円をお支払いすることに加え、本件事故発生時に県南地域に生活の本拠としての住居があったすべての方々に、追加的費用等に対する賠償としてお一人さまあたり4万円をお支払いすることを公表させていただき、すでにお支払いを開始しております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
225	福島県	東京電力の対応（賠償手続き等）	<p>包括請求手続開始後も従来方式で3ヶ月毎に請求している方は、現段階では包括請求に切り替えできない状況となっている。現段階で切り替えできない明確な理由と、今後、切り替えが可能となる時期を示すこと。</p>	<p>包括請求につきましては、第1回から第4回目までの本賠償に合意している方々の第5回目のご請求にあたり、包括請求書を一旦送付させていただいたうえで、従来請求書をご希望される場合に改めて従来請求書をご案内する方法にて導入させていただきました。</p> <p>このため、第5回目に従来請求書をご選択された方について、包括請求書への切り替えを想定していませんが、現状では切り替える方法をご用意しておりませんが、ご要望等も踏まえ検討を行っているところです。</p>

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
226	福島県	東京電力の対応（賠償手続き等）	避難指示等区域外の居住者でも、区域内に不動産を所有している方は、一時立入費用や検査費用（物）が認められているものの、そのことについてプレス公表等はされていない。このままでは、賠償請求ができることが分からないまま時効に至るケースも生じてくるが、プレス公表等の周知方策についてどのように考えているのか。	避難等対象区域外の被害者さまについては、ご請求いただける損害項目をコールセンター等でご案内するとともに、区域外のご被害者さま専用の請求書を作成し、一時立入費用や検査費用（物）のご請求を承けてまいりました。弊社といたしましては、引き続き丁寧な情報発信を行って、円滑な賠償のお支払いに万全を期し、被害者の方々が時効による不利益を受ける事態が生じることのないよう、真摯に対応してまいります。
227	郡山市	東京電力の対応（賠償手続き等）	この度の原子力災害は、全ての市民が被害を受けているため、これまでの賠償事例を基に基準を作成し、広く市民に公表すべきであるが、どのように考えるか。	弊社といたしましては、被害を受けられた極めて多数の方々に対し、迅速・公正に賠償させていただくために、紛争審査会による中間指針等を踏まえ賠償させていただいておりますが、実際の賠償にあたりましては、様々な状況を考慮する必要があることから、詳細のご事情を伺ったうえで、具体的な対応をさせていただいております。 賠償のご請求方法や、よくあるご質問へのご回答等につきまして、弊社ホームページにも掲載させていただいておりますが、ご請求にあたりご不明な点等がございましたら、恐れ入りますが、弊社担当窓口（0120-926-404）までお問い合わせいただきたくお願い申し上げます。弊社社員が丁寧に説明させていただきます。
228	須賀川市 広野町	東京電力の対応（賠償手続き等）	東京電力は、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針及び追補に基づき対応するとの姿勢であるが、指針等においては、個別の事情によっては、柔軟な対応を求めており、現に事故がなければ発生しなかったであろう費用の負担を余儀なくされている現状を認識し、被害者の立場に立った対応を求める。	弊社は、紛争審査会による中間指針等を踏まえ、指針上明記されていない損害についても、本件事故と相当因果関係が認められる損害につきまして、引き続きご請求者さまのご事情をよくお伺いし適切に対応させていただく所存でございます。

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
229	鏡石町 猪苗代町	東京電力の対応（賠償手続き等）	公文書にて代表取締役宛てに損害賠償の請求をしているが、請求に対しての回答文書が一向に来ない理由は何か。 また、数カ月以上経過した現在も、いまだに請求に対する個別協議すら一切ない状態であるが、このようなケースの場合、東京電力はどのような対応をするのか。	地方公共団体さまの損害に関する賠償につきましては、賠償項目ごとに統一の要件と請求様式でご対応させていただくことで、迅速に賠償金のお支払いをさせていただきたいと考えておりますので、弊社所定の請求書のご提出をお願いしたいと考えております。 弊社所定の請求書類につきましては、中間指針等を踏まえた考え方や、弊社が確認させていただいたご事情等から、賠償金のお支払い対象となりうる賠償項目についてご用意させていただいております。これに該当しない項目につきましては、個別にご事情を確認させていただき適切に対応させていただきたいと考えております。ご請求いただいてから時間を要し大変申し訳ございません。
230	楢葉町	東京電力の対応（賠償手続き等）	賠償請求は、第5回目から従来方式の請求方法に加え、包括方式の請求方法が導入されているが、導入時の周知が不十分だったことにより、無自覚なまま第5回目、第6回目を通常方式での請求の後、包括方式の請求方法を知った住民が、不利益を被っている。よって、住民が希望すれば包括方式の請求方法に移行すべきであるし、場合によっては、遡及適用も必要と考えるが、どう考えるか。	包括請求につきましては、第1回から第4回目までの本賠償に合意している方々の第5回目のご請求にあたり、包括請求書を一旦送付させていただいたうえで、従来請求書をご希望される場合に改めて従来請求書をご案内する方法にて導入させていただきました。 このため、従来請求書をご選択された方にも、包括請求書のご案内をさせていただいているものを認識しておりますが、ご要望等も踏まえ、包括請求方式への切り替えについて検討を行っているところです。

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
231	川内村	東京電力の対応（賠償手続き等）	避難指示解除準備区域等において、復興のための公共事業が円滑に実施できるよう、公共用地に係る損害賠償を先行して行えないか。	復興のための公共事業に供する用地に係る賠償につきましては、関係自治体さまとご調整させていただき、個別にご事情をお伺いし、適切に対応させていただきたいと考えております。
232	双葉町	東京電力の対応（賠償手続き等）	原子力損害賠償紛争審査会が定めた賠償指針に個別に明記されていない損害は賠償しないという対応でなく、被災者の立場に立った誠意ある対応をすべき。「5つの約束」は見せかけか。	弊社は、紛争審査会による中間指針等を踏まえ、指針上明記されていない損害についても、本件事故と相当因果関係が認められる損害につきまして、引き続き、ご請求者さまのご事情をよくお伺いして適切に対応させていただきたく所存でございます。
233	浪江町	東京電力の対応（賠償手続き等）	平成24年6月1日以降死亡した者の相続人が、被相続人の死亡後に通常請求から包括請求に移行した場合、避難指示解除見込み時期までの賠償金を支払うのか。	就労不能損害、その他実費等につきましては、被相続人さまが弊社に包括請求書をご送付いただく前にお亡くなりになった場合は、お亡くなりになった時点までの期間につき賠償させていただきますが、精神的損害につきましては、避難指示区域の見直し時点又は平成24年6月1日のいずれか早い方の時点において請求権が発生したとして、区域見直し後の賠償の終期までお支払いいたします。

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
234	福島市 郡山市 二本松市 田村市 南相馬市 本宮市	東京電力の対応（賠償手続き等）	賠償項目や賠償内容が提示される時期はいつになるのか。また、請求を行った損害について、いつ支払われるのか。今後の賠償に関するスケジュールを明確にし、早急に提示すること。	中間指針等を踏まえ検討させていただきました地方公共団体さまへの賠償についての弊社の考え方、ならびに賠償金のご請求受付を開始させていただく項目につきまして、平成24年2月中旬までに順次ご案内させていただきました。まずは平成24年3月までに被られたご損害につきまして、賠償金のお支払いに注力したいと考えております。平成24年4月以降のご請求につきましては、改めてご案内させていただく予定です。誠に恐れ入りますが、いましばらくお待ちくださいますようお願い申し上げます。
235	二本松市 天栄村 広野町	東京電力の対応（賠償手続き等）	損害賠償請求の書類が複雑で多く、審査と決定までに時間がかかりすぎているが、書類を簡素化し賠償支払いまでの時間を短縮できないか。風評被害に当たらないとする客観的な証明は、むしろ加害者である東京電力が立証すべきで、請求する被害者側に立証責任を求める現在のしくみを見直すことはできないか。	請求書類の簡素化等につきましては、これまでもご請求者さまのご意見等を踏まえ簡単ガイドの導入や証憑収集の効率化などに取り組んでいるところです。引き続きご請求者さまの負担軽減に向けて改善に努めてまいります。 また、損害を証明することのできる書類等が存在しない場合においても、ご請求者さまより個別のご事情をよく伺いしながら、ご請求手続きのお手伝いなどを通じ、親身・親切的な対応に取り組んでまいります。
236	郡山市 浪江町	東京電力の対応（賠償手続き等）	東京電力はじめ、国等で設置している損害賠償の相談窓口の一元化を図るべきであるが、どのように考えるか。 また、東京電力の担当者が短期間で交代しているようだが、交代期間ほどの程度なのか。 さらに、自書することが難しい高齢者等への請求書記入等へのサポートを行っているのか。	弊社は、福島県民の皆さまの苦しみを常に忘れず、福島県にしっかり根を下ろして責任を全うし、引き続き損害賠償への誠実な対応はもとより、被災された皆さまの生活と福島県の復興に向けた取り組みを一層深化させるべく、本年1月1日に、福島復興本社を設立いたしました。 福島復興本社の設立にあたり、現地拠点の事実認定権限強化に加え、社内における引き継ぎ、情報共有の一層の徹底を図ることにより、ご請求者さまの個別事情の反映や証憑収集の効率化など、ご請求手続きのお手伝い（相談窓口、説明会、個別訪問等）などを通じ、現地におけるご請求者さまのご要望にきめ細かく対応できるよう取り組んでおります。

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
237	郡山市	東京電力の対応（賠償手続き等）	農家等に対する損害賠償手続きのため、猪苗代町や大玉村等において「被災者証明書」が発行されているが、この証明書の有効性と具体的な賠償実例はどのようなものなのか。	弊社は、紛争審査会による中間指針等を踏まえ、本件事故との相当因果関係が認められる損害につきまして賠償させていただきますが、本件事故との相当因果関係については、農業を営まれていることのご証明や収入のご証明、ご出荷の実績や予定、単価をご証明頂く資料等も踏まえ、ご請求者さまの個別のご事情をよくお聞きしたうえで総合的に判断させていただいております。従いまして、ご質問の証明書類を条件とした賠償実例はございません。
238	相馬市	東京電力の対応（賠償手続き等）	賠償請求書の様式準備が整い次第、請求可能なのは理解できる。しかしながら、様式の準備に時間を要している割に自治体側が請求するまでの請求期限に関しては短いのではないかと。また、期限後に請求漏れが発覚した場合、どのように対応するとお考えか。また、東電が賠償請求書の様式提供以前に既に賠償請求を実施している自治体の請求書の取扱いは、どのようにお考えか。	ご請求の準備等に時間がかかってしまい大変申し訳ございません。弊社といたしましては、特にご請求期限を設けていることはなく、迅速に賠償金をお支払いさせていただく観点から、弊社のご用意するご請求書によるご請求をお願いしているところです。引き続き、ご事情をよく伺いし適切に対応させていただきます。
239	福島県	その他（生活費増加分）	自給自足生活者の生活費増加費用、代替用井戸に係る費用（天恵物等賠償）についてどのように考えているのか。	避難費用のうち生活費の増加費用については、中間指針を踏まえ、原則として「避難生活等による精神的損害」の額に含めた一定額としてお支払いさせていただきます。 ただし、生活に必要な不可欠な家財道具等について、お住まいからの持ち出しができない等の理由により避難期間中に新たにご購入された場合は、必要かつ合理的な範囲でその実費を賠償させていただきます。 代替用井戸に係る費用については、具体的なご事情やご要望等をお伺いし、検討させていただきたいと考えております。

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
240	川俣町	その他（生活費増加分）	自家栽培消費作物への賠償をすべき。 営農に係る賠償は行われているが、自家消費用の作物への賠償もすべき。放射性物質の影響で自家栽培作物が食せないために新たな出費が生じている。	事業としてではなく、自家消費を目的に栽培された作物が出荷制限指示等の対象品目となったことに伴って発生した損害については、合理的な損害額を確認することが困難であると考えております。 また、避難費用のうち生活費の増加費用については、中間指針を踏まえ、原則として「避難生活等による精神的損害」の額に含めた一定額としてお支払いさせていただいております。
241	川内村	その他（生活費増加分）	当村においては、避難指示解除準備区域、居住制限区域のみならず、旧緊急時避難準備区域の住民の帰村も進んでいない。これは、帰村しても、富岡町等のインフラが壊滅状態であるため、不自由を強いられ、経費的にも出費が増えるからである。ついては、帰村を加速するために、帰村者に対しても、生活費増の賠償を一定期間行うべきと考えるがどうか。	旧緊急時避難準備区域における精神的損害への賠償につきましては、紛争審査会による中間指針第二次追補を踏まえ、原則として平成24年8月末までとさせていただいておりますが、当該期間経過後の医療・福祉体制、インフラの復旧状況や学校の再開状況等を考慮し、平成24年9月1日から平成25年3月31日までの通院交通費等の増加分としてお一人さまあたり20万円の賠償金をお支払いさせていただいておりますとともに、平成24年9月1日時点において中学生以下の方および高等学校に在学していた方に対し、平成24年9月1日から平成25年3月31日までの精神的損害に係る賠償として、お一人さまあたり月額5万円をお支払いさせていただいております。

8 県・市町村

※ 質問内容が同趣旨の市町村をまとめて記載。

No.	団体名	区分	質問内容	【東京電力の回答】
242	二本松市	その他（汚染された建築資材）	原子力発電所事故後に完成した賃貸住宅において、放射性物質に汚染された建築資材を使用していたことにより生じた損害についての賠償は、どのように対応されているか。（入居者の生活保障のために市町村が提供した代替住宅の提供や入居者の移転費用、建て替えの費用など賠償対象の範囲をどのように捉えているか）	<p>弊社は、放射線の影響が懸念される砕石を使用して建設された施設に関しましては、居室空間等の線量測定を行った上で、国際放射線防護委員会（ICRP）・政府等から出されている放射線の健康への影響に関する見識と併せて丁寧にご説明させていただき、居住されている方々のご不安の払拭に努めております。</p> <p>また、線量低減対策に関しましては、誠意を持って委託管理会社さまとご相談させていただいており、さらに関係者さまの経済的損失につきましても、個別のご事情をお伺いし、本件事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、引き続きご協議させていただいております。</p>
243	双葉町	その他（移動費用）	損害賠償説明会や国・県の説明会への参加にあつては、避難先から説明会場までの移動には時間と費用が必要となるため、移動に係る交通費は賠償の対象にすべきと考えるが、どのように考えるか。	<p>任意の説明会への参加に係る交通費等につきましては、ご請求者さまにご負担をお願いしております。弊社としましては、ご請求にあたってのご負担を軽減するために、よりわかりやすい請求書類の作成に努めるとともに、説明をご希望される方につきましては丁寧に対応させていただきます。</p>
244	飯舘村	その他（避難費用）	帰村の時期が到来しても、子供を持つ世帯など諸事情によりすぐ帰村できない住民も出てくる。せめて数年間は猶予期間を持たせ、家賃の一部賠償・支援などを継続すべきであるが、どのように考えているか。	<p>弊社としましては、本件事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、賠償の対象と認識しており、避難指示解除後の相当期間につきましては、紛争審査会における今後の審議等を踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えております。</p>